

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成26年12月10日)

〔予算常任委員会分科会〕

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。

予算常任委員会都市・環境分科会をただいまより開催いたします。

三平委員から、少しおくれるという報告が参っておりますので、よろしくお願いたします。

そして、皆さんにお願いをいたします。きょうはできるだけ、もしできれば本日1日で終わればと考えておりますが、時間いっぱいまで一応使って進めていくことをご報告申しますので、どうか皆さん、ご協力よろしくお願したいと思ひます。

それでは、まず、今定例月議会の委員会における所管事務調査について、皆さんにちょっとお諮りをしたいと思ひますが、いかがいたしましょう。

ありませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、今定例会におけます所管事務調査につきましては、なしということでよろしくお願したいと思ひます。

それでは、倭上下水道事業管理者、ご挨拶お願いたします。

○ 倭上下水道事業管理者

改めまして、おはようございます。

本日でございますけれども、上下水道局といたしましては予算議案4件をお願してございます。一般会計、それから農業集落排水事業特別会計、それから水道事業会計、下水道事業会計でございますが、この4件について補正予算を計上させていただいておりますので、ご審議のほうをよろしくお願したいと思ひます。

それでは、担当のほうから説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより予算常任委員会都市・環境分科会の審査を行います。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費中関係部分

議案第57号 平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成26年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第60号 平成26年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

○ 竹野兼主委員長

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費中関係部分、議案第57号平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号平成26年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第60号平成26年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算についての一括説明をお願いいたします。

○ 久志本経営企画課長

お手元に配付の予算常任委員会資料と、1番上に置いてございますA4横版の追加資料で一括説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

一般会計補正予算（第5号）上下水道局分です。

○ 竹野兼主委員長

これ、よろしいですか。

○ 中村久雄委員

きょう置いてもらったやつですか。

○ 竹野兼主委員長

いや、事前のやつです。じゃ、よろしいですか。

説明お願いいたします。

○ 久志本経営企画課長

1 ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 環境保全費の合併浄化槽水質浄化促進事業費補助金について、法定検査の適正率の増加に伴って950万円を増額補正させていただくものです。

具体的に 2 ページで説明させていただきます。

公共下水道と合併浄化槽の市民負担について格差是正し、法定検査の適正率を向上させるため、合併浄化槽水質浄化促進事業を平成25年度から導入していますが、補助制度の浸透により法定検査の適正率が伸びています。

当初予算では、補助基数2686基、補助額3670万円としておりましたが、年間見込みでは3511基と、年内所要額が4620万円と見込まれますので、差し引き補助基数825基、950万円を補正させていただきます。ちなみに、検査適正率は、当初見込み25%に対し、31.3%を見込んでいます。

なお、平成26年度見込みが平成25年度決算値より低いのは、平成26年度予算編成時に平成25年度の実績が確定していなかったことによります。

3 ページをお願いします。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳出をごらんください。

水沢野田地区の処理施設内に油が流入したことにより汚水処理能力が低下したことから、これを回復するために必要となる款 1 の事業費、項 1 業務費、目 2 施設管理費を800万円増額補正させていただくものです。

また、源泉所得税の徴収漏れに伴い、款 1 事業費、項 2 建設改良費、目 1 建設改良費の公課費を 2 万円増額補正させていただくものです。

歳入をごらんください。

歳出の補正に伴い、款 6 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入で、個人事業主からいただく所得税分 2 万円を増額補正させていただきます。

また、平成25年度決算を受けまして、歳入の款 5 繰越金が50万円から2862万8000円とな

ったことから、2812万8000円を増額補正させていただくとともに、これに伴って、款4の繰入金の2012万8000円を減額補正させていただくものです。

源泉所得税の徴収漏れの概要については他会計にも同様の補正がございますので、別途、補足資料をつけてありますので、最後にご説明いたします。

4ページをお願いします。

水沢野田地区浄化センターの補正予算については、施設管理費の補正額のうち、需用費は応急対応時のオイルマット、活性炭の購入、委託料は処理槽内の清掃、活性汚泥復旧対策を行うものです。

経過はごらんのとおりです。

水質検査結果については11月13日と11月20日の検査結果が新たに出ましたので、別途A4の横版の追加資料で説明させていただきます。

○ 竹野兼主委員長

これ、1枚ぺらのやつ。

きょう配付していただいた資料ですので、お願いします。

どうぞ。

○ 久志本経営企画課長

10月22日発生の翌日10月23日、BODが46mg/lとなり基準値を超過し、他のSSやCODについても平成25年度平均値を上回っていましたが、復旧作業に伴って11月の3日間を見ていただいても安定した数値になってきており、水処理能力は回復したと考えられますが、今後も水処理の状況には注視してまいります。

4ページにお戻りください。

再発防止策として、水沢野田地区の全戸に注意喚起文書を配布するとともに、他の農業集落排水9地区の組合に対しても同様に注意喚起の要請を行いました。

5ページをお願いします。

債務負担行為の追加についてですが、和無田地区の処理場内施設整備工事について、当初予算編成後の労務、資材価格等上昇の影響により予算不足が見込まれたことから、県に補助金の追加要望を行ってまいりましたが、かないませんでした。

最終工事である処理場内施設整備工事については、現在施工中の処理場建築工事及び設

備工事と継続して施工し、速やかな供用開始を図りたいことから、債務負担行為を設定させていただくものです。

処理場内施設整備工事の概要は、取り付け管渠布設工事、場内側溝工事、門扉、柵、舗装復旧等一式工事で2850万円、内訳は平成26年度850万円、平成27年度当初予算で2000万円ということで、今回、2000万円の債務負担行為を追加設定させていただくものです。

ごらんのスケジュールのように、債務負担行為の追加設定なしで当初予算対応すると、供用開始が約4カ月おくれる見込みとなります。

6ページをお願いします。

赤でマーキングしたところが平成26年度施工中の上屋工、設備工で、黄緑のところが平成27年度債務負担行為の箇所になります。

7ページをお願いします。

水道事業会計第1回補正予算です。

収益的収入及び支出ですが、まず、支出をごらんください。

源泉所得税の徴収漏れに伴い、款1水道事業費用、項3特別損失、目3その他特別損失で、源泉所得税分を2万9000円増額補正させていただくものです。

収入をごらんください。

支出の補正に伴い、款1水道事業収益、項3特別利益、目3その他の特別利益で、個人事業主からいただく所得税分を2万9000円増額補正させていただくものです。

8ページをお願いします。

下水道事業会計第2回補正予算です。

収益的収入及び支出ですが、まず、支出をごらんください。

源泉所得税の徴収漏れに伴い、款1下水道事業費用、項3特別損失、目2その他特別損失で、源泉所得税分を67万9000円増額補正させていただくものです。

収入をごらんください。

支出の補正に伴い、款1下水道事業収益、項3特別利益、目3その他の特別利益で、個人事業主からいただく所得税分を62万5000円増額補正させていただくものです。

9ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

社会資本整備総合交付金の内示額が当初要求額から減額されたことから、支出の款1資本的支出、項1建設改良費のうち、目2のポンプ場築造費の工事請負費を3億7600万円、

目3の処理場築造費を7億1420万円、それぞれ減額補正させていただくものです。

これに伴って、収入の款1資本的収入、項4国庫補助金を5億9400万円、項1企業債を4億4650万円減額補正させていただきます。

10ページをお願いします。

減額補正分の事業明細です。

まず、雨水ポンプ場築造事業で、新南五味塚ポンプ場築造工事のうち、掘削地盤面からの地下水噴出により工程におくれを生じ減額するもので、建築工事で7600万円減、ポンプ設備工事1億6500万円減、電気設備工事で1億円減、ゲート除塵機設備工事1億円減、それと、下部土木工事で6500万円増となります。

下部土木工事の6500万円の増額につきましては、排水処理、土砂の産廃処理費用と労務費、資材の物価上昇によって最終清算が必要となることから、平成26年度事業費として増額させていただきます。

次に、日永浄化センター建設事業では、第4系統建設工事委託で、場内設備工事と仮棧橋の撤去工事で5億1420万円減、第3系統建設工事委託では、場内整備工事で2億円減額しています。

11ページをお願いします。

債務負担行為について、補正内容は管渠布設事業費を、期間は変えずに限度額を500万円増額させていただきます。

内容は、平成27年度に予定しておりました本市における下水道事業や合併浄化槽等、全ての生活排水処理施設の整備に関する将来の形を示す基本構想であるアクションプログラムの改定業務委託において、三重県の中間報告時期が12月から9月に早まったことから、早期に契約を締結させていただくために債務負担行為を設定させていただきます。

次に、ポンプ場整備事業費の期間を平成26年度から平成28年度までから、平成26年度から平成27年度に、限度額を6億2000万円減額させていただくものです。

内容は、吉崎ポンプ場整備事業において、地下水の影響から下部土木工事の進捗のおくれが生じ、当初予定した建築工事の発注ができなくなることから、債務負担行為について限度額の減額と期間の変更をさせていただくものです。

最後に、12ページをお願いします。

源泉所得税についてですが、平成22年1月から平成26年8月までの期間に支払われた報酬等の中で、正しく徴収されていない所得税とともに延滞税及び不納付加算税を、源泉徴

収義務者である市が納付を行います。

上下水道局該当分は、農業集落排水事業特別会計 1 件で 1 万 9900 円、水道事業会計 1 件で 2 万 8400 円、下水道事業会計 3 件で、本税で 62 万 5600 円で、下水道事業会計については延滞税 2 万 6100 円、不納付加算税 2 万 6500 円の、総合計 72 万 6500 円です。

補正予算額及び予算科目の内容はごらんのとおりとなっております。

以上で補正予算の説明を終わります。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

○ 加納康樹委員

済みません、簡単に教えていただければ結構です。

議案第 52 号の合併浄化槽水質浄化促進事業のところの補正、大いに結構な話なんです、資料でいくと 2 ページのところの表にある 10 月末現在で 1400 基、今後の見込みが 2000 基もあるという、そのところだけ、何でそれが見込めるのかだけ教えてください。

○ 稲垣生活排水課長

ご質問の主な意味は、上半期で 1400 基なのに下半期でなぜ 2000 基もあるんだという趣旨かと思いますが、浄化槽のこの促進事業については、合併浄化槽のまず検査をしていただきます。検査をした後、約 1 カ月後に検査結果が出てきます。その検査結果をもって補助金の申請をしていただくというところで、実は 4 月にまず、実はこちらの検査については三重県水質検査センターというところがこの年度いっぱいの対象となる浄化槽に対して検査を受けてくださいねという通知を 4 月に出します。

それが、早いところで大体 5 月ぐらいに返事が返ってきて、それから検査に入っていくと、早くても 6 月ぐらいからでしか補助金の申請が上がってこない。なので、まず、12 カ月、1 年間あるんですが、そのうちの初めの 2 カ月はほぼ申請がないと、6 月から入り出してということで、上半期と下半期のずれがあります。

それと、今回 3511 基という見込みを立てさせていただいておるんですが、これについては昨年度の実績があります。昨年度、実際に申請をしていただいた方はことしもきちんと

管理をしていただいて出てくるであろうということとあわせて、この10月末現在までの1413基の中に、昨年度、本来申請していただけるはずであった浄化槽管理者の方が、今年度初めて申請をいただいたと、それが実は320基ほどあって、あと下半期に同数ぐらいは出てくるだろうというような計算、それから、昨年度、新たに浄化槽を設置して、ことしから初めてその対象となるという浄化槽、その件数が上乘せされます。

逆に、昨年度対象でありながら、ことし実はもう公共下水道に切りかえていくだろうという方は対象になりませんので、そういうものを大体、公共下水道の整備エリアを想定していますので、そこからその対象を減らすという、そういう増減を計算しますとこの3511基になるということで、実績から引いた数字として2098基という数字を出させていただきます。

よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 加納康樹委員

もう結構です。わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 川村幸康委員

今のところ、合併浄化槽の促進で公共下水道の負担とのということになっておるんやけど、実質、幾らなの、公共下水道への税投入、公平感ってどこで見るのかなと思って、あんまりようわからんのやわ。

本来なら、実費取ろうと思うと公共下水道ってもう少し高いやんか。そこへ税投入していますやん。ずっと半永久的にしていますやんか。例えば、どのスパンで切るかによっても違うんやろうけど、例えば、5年間で税投入しておる額と、この合併浄化槽でこれして、あとコストも、維持管理もかかっていますやんか、費用。

どこでどういうふうに行政のほうは判断して考えて格差是正というのをやっておるのか

が、だから、この格差是正をしていけば、基本的に行政はこれから公共下水道整備よりは合併浄化槽の補助をしたほうが安いと見ておるのか、どう見ておるのかなと思って。

今回のこれ、多分、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の絡みで合併浄化槽にの関係する団体も力を入れて伊勢湾浄化含めてやってきておるわけやで、そういう効果もあったと思うんやわな、さまざまなことが、政治的や社会的背景も。

どっちにどういうふうにしていくかあんまり見えやん。それから、例えば、空白地帯がありますやん、公共下水道の整備をまだなかなかないようなところ。もうそこは一生合併浄化槽でいくというようなスタイルなのか、ある程度、明確にしておくほうのほうがええのかなと思って、まずは。

特に、やっぱり公共下水道、来てへんやんかと文句を言う地域の人たちでも、合併浄化でこれだけの行政補助をしておるで変わらなだけなんですよという、もうそれならもうずっとこれでええわという人もおるかもわからんし、そこらをちゃんと整理する考え方がないとあかんのかなと思って。格差を何で見るかによって全然違うやろうで。

○ 竹野兼主委員長

答弁は。

○ 稲垣生活排水課長

まず、この促進事業の補助金の設定についてなんですが、今、委員からもお話ありましたように、合併浄化槽の年間の必要な維持管理費、それと、公共下水道で同レベルの方が年間に使用料をお支払いいただくというその差額をもとにして数字を出させていただいておりますというところが1点。

それと、ですので、合併浄化槽のほうが今、割高になっておるということですね。それに対して補助金をお渡しして、公共下水道の使用料に近づけるということが1点ですね。

それと、じゃ、その金額はこれが妥当なのかどうかという問題があるかと思えますけれども、この考え方の中で、公共下水道の使用料については、今、下水道の普及率見合いで料金を設定させていただいておりますというところで、普及率が上がってくれば、それにあわせて市費の投入度合いを逆に抑えていく形になるわけですね。ということは、逆に言いますと、下水道使用料を上げざるを得ないと。となってくると、合併浄化槽とだんだん差額

がなくなってくるという話になってきます。

それを見越す中である程度、この合併浄化槽の補助金制度を設定する際に、まず、今、検査率というのが当時は16%ぐらいしかなかった。これを50%ぐらいまで上げていく中で、あわせて公共下水道の料金の改定とか、そこら辺を見越しながら補助の額が適正であるかどうかを3年ごとに見直していきたいなという考えでスタートさせていただいておるといふことなんですけれども。

○ 川村幸康委員

こういうことを言っておるんやわ。多分、目指すべきところは、全市を公共下水道でしようとするという考え方になっておると思うんやけど、もう無理なところは合併浄化槽でいくのか、特に、井上市長のとくに変えていったやんか、公共下水道から、もう安上がりになるんやったらもう合併浄化槽でいこうというスタイルに変えたわけやろう。

そうすると、もう公共下水道を整備されておるところの地域の人たちから見ると値ごろ感があるのか、優越感とか付加価値をつけてもらったという考え方があるのか、それとも、合併浄化槽のほうにもこれから行政がある程度そういった、井上市長で変わったで、チェンジしたで加藤市長のときからは、それこそ合併浄化槽にも、公共下水道が行かなくてはいかんのやけれどもなかなか行けないということで、それなりに税負担をして、それも四日市の下水道政策としてやろうとしておるのかを、3年ごとの見直しとか、それはこの資料にも出てくるアクションプログラムがどうのこうのと言っておるけど、実際にそこらの方向性が変わってきた中で、ここ10年ぐらいきちっと説明していないような気がして、特に事業者との関係でぶつかるたびに、何かそういう見え隠れに俺らはするんやけど、俺は多分そんなのもっと違って、合併浄化槽を使っている家庭の人たちの負担と、それから、公共下水道でしておる人の値ごろ感とがどこできちっと見合うのかというのはちゃんとしておかんと、市民の中に不満ばかりなんやわな。迎えに来てもらっていない、来てもらっていないところからすると、それこそ差別されたというは何やけれども、放っておかれておるといふ感じやし、いやいや、そしたらやっぱりそうではないよと、きちっとこういうふうという話もあるのか、それから、やっぱりいろいろと農業集落排水とかコミュニティ・プラントという政策も入れてきたで、余計にその辺、地域によって感情的なもつれが結構、今、顕在化してきたで、だから、やっぱりこれきちっとそこらは、合併浄化槽にしても、そうすると、この促進事業で補助金を出してこうやっていくということで、水

をきれいにしてもらおう、検査してもらわな意味ないで、やっていってもらおうというのも悪い事業ではないんやけど、大もとをきちっと整理しておいてやらんと、何か知らん、問題出てきたことに対処するやり方もええとは思っておるけれども、やっぱりきちっとそこらは、井上市長が変えたときぐらいの部分が今、市民の間では現実には不満として出てきておるでな。

だから、極端なことを言うと、整備されるはずじゃなかった神前地域が整備されたで、ここの地域はもうそれで話が消えたという話はよう聞こえてくるわけや。そうではなくて、きちっとそこらは、合併浄化槽と下水道政策が井上市長のときに少しやっぱり市長答弁でも変わってきたんやで、それによって公共下水道のほうも迎えに行くと言っておったところへ行かんようになって、何年後かには行くよと言っておったところも全部、今もう凍結状態になっておる。それは、凍結状態にされておるほうから見たら不満だけが募っておるでな。こういうまた点検やあんなんに、補助金、そこで出すでええやないかという話にししか見えておらんのやわな。そこはもう少しやっぱりきちっとするべきと違うかな。

○ 中尾管理部長

先ほど川村委員からご質問いただきました。

その時期、今回のちょっと補正でも債務負担行為でお願いしております生活排水処理アクションプログラムのほうで、国も10年ぐらいで汚水衛生処理のおおむねの完了ということの方針として打ち立てています。そういうのも盛り込みながら今度のアクションプログラムを立てていくと。おっしゃってみえたように、このエリアは公共下水道で整備する、このエリアは農業集落排水、このエリアはコミュニティ・プラント、その他は合併浄化槽で整備するというのを、今もそうやってやっておるんですけども、決めていくことになります。

今回、この合併浄化槽水質浄化促進事業につきましては、議論の中でいわゆる公共下水道と合併浄化槽の維持管理等の経費との差額について、その4割が一応公費負担ということで、社会的便益ということになっておりまして、その4割分について補助するような形でこの制度が平成25年度に発足しております。

今ちょっとここに書いてございますけれども、5人槽が1万1000円、7人槽が1万4000円、10人槽が1万7000円と、そういうような考え方に基づいて、4割ということを出させていただいておりますというような形でございます。

○ 竹野兼主委員長

川村委員が言われた基本計画的なものが変わったやろうと言われているんですけど、このところは変わっているんですか。

○ 川島経営企画課課長補佐

アクションプログラムの説明も若干ありましたけれども、大きな基本構想というものは何ら変わっておるわけじゃないです。

川村委員からもありました井上市長の時代、アクションプログラムの見直しというものがあって、本市の将来構想、将来的、最終的にはこの区域が公共下水道で整備をする、それから、コミュニティ・プラントで整備する、あるいは農業集落排水で整備する、それ以外のところは合併浄化槽の整備の区域ですと。将来形を示すものについては大きくは変わっておりません。

ただ、そこへ行く過程の中で、保健所政令市になったということもありますけれども、合併浄化槽の管理、この辺について県の外郭団体から市のほうへおりてきたということもありまして、目的は生活排水をきれいにすると、手法が違うだけなんですけれども、合併浄化槽の場合は個人の管理に委ねられておるところがありまして、先ほど稲垣課長のほうからも説明ありましたけれども、当時15%ほどしか適正に管理がされていない、それを、やっぱり本来100%管理されれば、さっき言ったように、公共下水道でやろうが、ほかの集合処理でやろうが、効果は一緒なんですけれども、やっぱり個人の管理に委ねられておるというところで、適正に管理されることを目的として、まずは適正率を上げようという、そのためには支援措置をして効果を上げたいということがこの事業の本来の趣旨です。

そういう意味で、基本構想が大きく変わったものではないです。

○ 竹野兼主委員長

あと、川村委員のほうから下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の関係について少し言われているけど、その答弁は何もないんですけど、いいですか。

○ 川村幸康委員

ええわ。

○ 竹野兼主委員長

よろしい。

○ 川村幸康委員

川島さんの言っておるのはよくわかるんですよ。

ただ、だから、そういうことの中でやっていくんやったら、例えば、変わっていないと言うけれども、まだ来ていないという公共下水道未整備地域がありますやんか。そこらがいつになるかということと、競争みたいなところもあるんやけど、合併浄化槽のほうに負担感が大きいもんで、その分なかなかきちっとやらんということがあるやんか。極端なことを言うと、現実的ではないけれども、全部役所で管理するのはもうやりますよと、検査はしますよと。そのときに、それで、検査はするけれども、あかんたら直してくださいねというやり方やと公共下水道とそんなに不公平感ないのかなと思っておるの。下水道事業に、税投入しておるのというところでいくと。

ただ、この場合やと、検査もして、あかんたらまた自分で対処せなあかんわけやん。それからいくと、例えば、検査は公でしまっせと。極端なことを言うと、ポンプ場でも、農業集落排水やらコミュニティ・プラントの処理場でも、何かおかしかったり何かしたら、それは、もう即座に行政のほうで対応して、河川に流さんというところでとめておるやん、大もとでチェックしてな。

それからいくと、役所が判断して、各家庭で汚したあれを各戸で、手法は違うけど合併浄化槽できれいにして川へ流してね、海へ流してねと言っておるんやけど、それがなかなか、市民の現実の感覚から行くと、きょうでも水沢野田地区なんかやったら油がだっと入ったとなって、ならそれはすぐ対応したりして、まあまあ、あつたけれども、次起こらんようにしたり何かして策を講じるわけやろう。そのときって、そうしたら水沢野田地区の区域の人たちで負担するのかどうかといったら、せんやん。するわけ、それ。せんやろう。

今でも、うちのところのコミュニティ・プラントやと、最近チラシが入ってきて、よく聞かれるんやけど、家庭から油を放らんようにとか、多分、あれ水沢野田地区のことで多分コミュニティ・プラントにも入れ出したんやなと思って、油を捨てやんようにというフラ

イパンの油も捨てたらあかんのかという人まで出てくるで、あのチラシを見るとな。

そうすると、そういう検査と管理で、最後のところは川へ汚いを出さんというのをやっておるわけやろう。そうすると、合併浄化槽の考え方として、そこは役所がしまっせと、極端なことを言ったら。そのかわり、あかん場合はきちっとシェアして処置してくださいねというのをやらずという考え方のほうが、合併浄化槽もある程度行政はやっていこうとするほうにかじ切っておるわけやで、そこらの行政がせなあかん仕事のところと個人が負担するところの部分を公共下水道とどうやって見るかによって大分違うん違うかな。それのほうが、さっきも言ったみたいに、生活排水をきれいにするということの目的には一番私は到達するような気がするんやわな。そこだけやな。

だから、この事業自体とかそんなんはええけれども、負担割合ということで行くと、検査は本当は行政すべきかなと思うんやわ、逆に強制的というかも半強制的に行政負担でやりますと、条例か何かで定めてな。そのかわり、条例に従って適合せんだらやってくださいねということにしたほうがええんと違うかな、それでどれぐらい財政負担が要るのかとか、考えたことがあるのかなと思って。この1万1000円とか1万4000円を補助するというような制度よりもな。

これも意見やで、感想があれば言ってもらえば。

○ 川島経営企画課課長補佐

考え方の手法だと思います。基本的に合併浄化槽は今は個人財産、まず財産的な話でいうと、個人財産ですよ。それに対して、検査を公がするのকাশないのかというところでまず一つ考え方があるかと思っています。

検査をするに当たって、今、川村委員言われるように公の側がするとして、その場合に、じゃ、した費用に対して負担という形で求める、税金とは違いますけど、使用料なり負担料なり何なりかという形で求めたらどうかという形の話になるんだと、意見を解釈すると、そういう考え方にならざるを得んのかなと。

ただ、そこに、まだ今そんな試算をしたわけでもないんで、幾ら要するという、ちょっとわかりかねますけれども、そういう考え方はどうだというご意見かなと。

ただ、今のところ、現在の四日市市においては、上下水道局においては、個人財産の合併浄化槽に対して市がということをおもっておるところじゃなくて、あくまで個人さんの管理を促進して、少しでも支援をしようという考えのもとに助成をしておるところで

ございます。

○ 川村幸康委員

そこはもうようわかるんやけど、そうすると、自分の財布から銭を出す市民の感覚からいくと、公共下水道を整備されておる地域はチェックや検査は全部税金でやってくれておるのに、補助金はもらっておるけど、私らは自分のお金で出して、また、自分らで検査もして自分らで処置もせなならんという、個人財産ということなかな、そこが。

みんなで環境をよくして、水をきれいにしましょうというのが多分もとには流れておるはずやで、そこの成果を求めようとする、川島さんが言ったように何かで負担を求めよというのやなくて、もうそれは役所の仕事として、役所がポンプ場とかコミュニティ・プラントの処理場や農業集落排水の処理場を維持しておる経費とよう似た感じで全額負担でもええのかなと俺は思っておるんやわ。それが、各家庭でする負担と、どっちが割高で割安かという話やろうなと思っておるん。

だから、何割か、4割負担ぐらいで、あと6割は自分で出せという話やけど、もう6割もしたほうが確実に漏れはないし、その分、その6割、金を負担で取れというのか、格差是正のためのポンプ場とか農業集落排水とかコミュニティ・プラントの処理場で使っておる経費を頭割りしたときに、一体、検査代や処置代を含めるともって使っておると思っておるもんで俺は、そうすると、合併浄化槽の6割ぐらい負担したる部分ぐらいは全額役所がしてもどうなかなという計算したことあるの。それとも今、倭さん怖い顔したで、相当な金額になるの、これ、6割、あと全部補助を、もう全部検査だけ役所でせいさと言ったら。そうやけど、数の母体がふえるわけやで、まとまって、それを事業者に委託したら、それこそもう少し単価が下がるへんのかな、わからんけどな。

○ 倭上下水道事業管理者

今、川村委員から全体的にご指摘いただいた生活排水に対する対応というところで、全体的に、当然、公共下水道、それから、ここでいう合併浄化槽、それからコミュニティ・プラント、農業集落排水、いろいろありますけれども、その全体のバランスといいますか、そこら辺、市民の納得できるようなという、こちらとしてもそういう細かい情報まで市民の方には今現在お示しをしていないというところで、今ご指摘いただいた、その具体的にそうしたら例えばどれぐらいかかるということも試算していないと思います。

そういう意味では、当然、今、川島のほうからお答えさせていただいたように、合併浄化槽はやはり個人持ちというところがございますもので、資産として、個人の資産に対してどういうところがありますけれども、この合併浄化槽を導入する折も、検査率が低いというところで、ただし、これは法定ですので、本来なら個人が負担すべきというところで、これについても委員さんからいろいろご意見いただいたというところは私も財政経営部において覚えておるんですけれども、当時、そういうところも含めて、今ご指摘いただいたところは、一つはコスト的にどうなのかというところも、現実、比較したことはないと思いますので、そういったところを見る中で、今回、同時に上げさせていただいておるこのアクションプログラム、ここら辺の策定もございますので、全体的に改めてそのあり方というふうなところを私としては見ていく必要があるというふうな認識をしております。

以上です。

○ 川村幸康委員

一遍、試算をしてみてください。補助金じゃなくて、全額公費でもう検査すると。そうすると、このところの維持管理だけは役所のほうでコントロールきくことになるやん。そのことの効果のほうが大きいのかなと思って。

ただ、どうなんやろう、負担を、個人財産やでということやけど、検査だけは役所でしますよと。あとの直すところの維持管理は当然、合併浄化槽の持ち主にやってもらうというのはええと思っておるんやけど、検査してほしいといっても、法定やけどしておらんだ実績があつてこうやってなってきたと思うんやけど、それなら、今度、逆にもうコントロールきくようなことをして、汚水衛生処理率を上辺じゃなくて本当に上げていこうとすると、それから、下水道政策全般の負担割合の公平感を見ていくと、一遍そういう試算をして、また私らにも教えて、どれぐらいなのか。私も考え方だけ思っておるだけで、現実的に数字が莫大やとまた考え方を変えていかなあかんやろうけど、そうでないんなら、一遍そういう考え方もありかなと思って。

もう終わります。

○ 中村久雄委員

1点だけですけれども、ちょっと教えてください。

4 ページの水沢野田地区浄化センターの油流入事故の件ですけれども、この委託料の780万円がちょっとなかなか素人なのでイメージが湧かないので教えてほしいんですけれども、要は、資材なんかはここには含まれていない、本当に作業の委託ということは読み取れるんですけれども、1週間の復旧作業の期間があって、延べ何日かかって、何人ぐらいが出て、特殊なやはりそういう技術が要するようなものなのかというのを教えてほしいな。この780万円のイメージが湧かないんです。

○ 中野施設課課長補佐

先ほどのご質問に回答させていただきます。

委託料の中で780万円を見ているんですけど、まず、維持管理している業者さんに対応としまして、汚泥を、まず槽の洗浄をしていただきました。その後、油が入ってしまった汚泥をバキュームのほうで約3日間、ちょっと延べ人数までは済みません、把握していないんですけれども、約3日間で清掃していただきまして、その後、その汚泥は日永浄化センターに搬送しました。その後、活性汚泥の補充ということで日永浄化センターのほうから約2日間かけて搬送いたしました。その後、様子を見て、あとはひたすら中で培養するような作業を1週間ぐらいしまして、現在にまで何とかたどり着いたということになります。

先ほどのご質問なんですけれども、委託料といたしまして既に約600万円、水質分析も含めては、もう支払いを執行しております。

その後、今から曝気槽の対策ということで、通常、年1回汚泥を引き抜いているんですけども、まだ若干、油のにおいがするというのと、余り汚泥を長く滞留させておきますと糸状菌といってよからぬ菌が繁殖し出しますので、通常よりもなるべく早い引き抜きをということで、今から約200万円弱ぐらいの汚泥の引き抜きをやっていく予定でおります。

○ 中村久雄委員

その汚泥の引き抜きで、活性汚泥復旧対策で油と糸状菌の除去とありましたですけど、今の説明で日永浄化センターへ水沢野田地区浄化センターからとった汚泥を持って行って、そこでそういう作業をして、また、その汚泥が使えるようにするという理解なんですか。それとも、産廃処理……。

○ 中野施設課課長補佐

済みません、ちょっと説明不足で申しわけありません。

水沢野田地区浄化センターから運んだ汚泥に関しては、日永浄化センターの汚泥処理系統のほうで、日永浄化センターは汚泥を処理する施設がありますので、そちらのほうで産廃処理、脱水して、減容化して、産廃処理させていただきました。

日永浄化センターの活性汚泥、生物反応槽のほうから新たに汚泥を運ばせていただきました。

以上です。

○ 中村久雄委員

水質検査もやってもらっている、維持管理をやってもらっている業者さんに追加でという形の委託なんですよ。

○ 中野施設課課長補佐

そうです、はい。

○ 中村久雄委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 川村幸康委員

12月から9月に早まった3カ月間というアクションプログラム、500万円で、これは四日市全部ということ。この個別箇所で書いてあるところの案件だけなん、違うの。どういうこと、これは。

○ 川島経営企画課課長補佐

県が来年度、三重県の生活排水処理施設整備計画、アクションプログラムの見直しを行います。その中で、各市町のアクションプログラムの見直しを受けて必要になるという

ことをございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、それに、改定業務委託の早めるようなことで、本当なら払わんでよかったのが500万円、早めやなあかんということ。3カ月間、早よう仕事せなあかんわけやろう。

○ 川島経営企画課課長補佐

当初の見込みでは平成27年度の当初予算で500万円を見込む予定でございましたけれども、予算が変わるわけではなくて、債務負担行為として契約を早めたいという意味でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、この農業集落排水なんかでも、これ、全部スケジュール、債務負担行為で早めておるのはその影響で全部早めていくということなん。そうやけど、当初予算でもよかったのを3カ月早めると、これで、県やら国も補助金が来るやんか。そこはどういう動きになるのかなと思って。だから、県へのアクションプログラムの提出が3カ月早まると、当初予算ではあかんて今からでというのはわかるようなわからんようなところがあるもんで、連動全部しておるで、そうなると、これからずっと債務負担行為でとっていかなあかん話なのかなと思って。早める早めるというと、別にもう2月定例月議会が要らんと、11月定例月議会で先行け、先行けという話かなと思うで。

○ 川島経営企画課課長補佐

誤解のないようにもう一度説明させていただきます。

まず、アクションプログラムの改定に伴う予算につきまして、先ほど申しあげましたように、最初の予定では来年度の見直しというのは聞いておりましたので、来年度の当初予算、この2月定例月議会に計上する予定をしておりました。ということは、4月以降にコンサルタント等に調査等の発注をして、12月ぐらいに中間まとめをして、皆さんのほうへご報告した上で県に中間報告をする予定でしたんですが、県のほうが9月に中間報告をもらいたいと、県のほうのスケジュールが3カ月ほど前倒しになってきましたので、当初予算に計上して4月以降に発注したのではちょっと作業が間に合いませんので、1月ぐらい

の発注に前倒しをしたいという意味で債務負担行為を設定させていただきたいと。支払いは4月以降の話になりますので、起案時に予算執行したいものですから債務負担行為を設定させていただきたい。

それから、水沢野田地区浄化センター等の話につきましては、継続工事としてやっている中で、今年度の支出も伴いますので、平成26年度の年割りの支出もありますという意味の債務負担行為でございます。

○ 川村幸康委員

県はどういう理由で早めよと言ったん、3カ月、県の事情って。

○ 川島経営企画課課長補佐

詳しい理由というのは、県もやっぱり中間、向こうもある程度、各市町から出てきたものを受けて県全体のもう一回、計算とかいろんな調査等々、まとめ直しというものの作業があります。それから、県も、県民の意見を伺うとか議会等もあるんだと思うんですけども、そういうところのスケジュールもあって少し前へ倒したいと。

○ 川村幸康委員

ここ何年か、県の補助金か何かがつかんとできやんだ工事を減額補正した記憶があるんやけど、下水道事業で。県の計画がそうやってある程度、何らかの理由で早めてほしいというのであれば、それにこっちも対応してやるわけやで、減額補正せんでええように県はきちっと計画立てて各市町村から出てくる下水道事業の計画に対してはきちっとそれはしていつてもらえるようなことはきちっとっておかんと、この間から二、三回、何件かあったん違う。水沢地区かあのあたりで減額補正が、あらへんだかな、あったよな。あのとき何でせんのやと言ったら、県の補助金がつかんだというか県の予算がとれやんだもんで、市のほうも減額補正ってあったような気がするんやけど、それはやっぱりきちっと県に申し入れだけはしておいてほしいな。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言願います。

○ 川村幸康委員

討論ではないけど、小川さんが質疑しておいた問題、全般にわたる、難し過ぎて私は余り理解できやんところもあるし、何となく言っておる意味がわかるような気もするんやけど、そこら、また予算常任委員会でも出てくると思うで、きちっと一遍考え方を、倭さんはできておると思うけど、もう一遍、私らにもわかりやすいように教えて。

今ここでやなくて、一遍、資料か何かでこういうことでこうやったというのを、前にもらったやつがあるんや、あれを見ておってもなかなか理解できへんでき。考え方だけ、特に企業会計の場合どうなるのかなと思って、一企業として間違えた場合にな。そういうところは四日市市役所とちょっと違うところがあると思うもんで、ある意味、企業会計としてやった中での税ということであると、少し考え方がまた少し違うのかなと思っておるもんで、そこを。そこらをだけ、討論ではないけれども、きちっとわかるように。

○ 竹野兼主委員長

意見。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

それでは、討論もないようですので、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費中関係部分、議案第57号平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号平成26年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第60号平成26年度四日市市

下水道事業会計第2回補正予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費中関係部分、議案第57号 平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第59号 平成26年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第60号 平成26年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者を入れかえさせていただきますので、11時5分まで休憩したいと思います。

10:55 休憩

11:05 再開

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので再開いたしたいと思います。

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会を進めさせていただきます。

○ 伊藤都市整備部長

皆さん、こんにちは、都市整備部です。どうかよろしくお願いたします。

都市整備部は、一般会計の補正予算、それと、土地区画整理事業特別会計補正予算、あ

と、付託議案が3件ございます。土地の取得、それから、市道路線の認定廃止、これが終わってから協議会の形に切りかえていただきまして、風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定ということで、今の状況の説明、それと、最後に空き家の管理に関するアンケート、これ、結果がまとまりましたのでご報告ということで、いろいろお願いしていきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費中関係部分、第2項道路橋梁費中関係部分、第3項交通安全対策費中関係部分、第4項河川費中関係部分、第6項都市計画費中関係部分、第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第56号平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を求めます。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第1項 土木管理費中関係部分

第2項 道路橋梁費中関係部分

第3項 交通安全対策費中関係部分

第4項 河川費中関係部分

第6項 都市計画費中関係部分

第13款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第56号 平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○ 山本都市整備部理事

私どものほうで作成いたしました予算常任委員会資料一般会計補正予算（第5号）、土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の、こちらの資料のほうでご説明させていた

だきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入ります。私のほうで予算の補正のほうの概要を説明させていただいた上で、個別の案件については担当課長よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

資料を、皆さん。

○ 山本都市整備部理事

よろしいでしょうか。

恐れ入ります、私どもの資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

款土木費、そして、災害復旧について補正予算をお願いするものでございます。

総額として、2億7000万円余の減額補正をお願いするものでございます。大きく申し上げますと、国に交付金事業として要望いたしておりましたが、当初予算に比べまして実際のところ交付額が割れてまいりましたもので、その関係のところにつきまして、これまでも国、県に向けて追加分をいろいろお願いしてきたところでございますが、ちょっと望みのほうには達し得ませんでしたので、ここで一旦減額補正をさせていただこうというものでございます。

それでは、順番にちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず、款土木費、項土木管理費のほうでございませう。

これにつきましては、土木総務費として、狹隘道路対策費を1000万円増額補正させていただこうとするものでございませう。

これにつきましては、消費税のアップに伴いまして宅地造成等が進んだことによりまして、狹隘対策のほうを進める必要が出てまいりましたので、これについては補正予算で対応させていただきたいというところでございませう。

続きまして、道路橋梁費の道路新設改良費、そして、橋梁新設改良費、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、国のほうの社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金等が要望額よりも割れてまいりましたので、その旨を下げさせていただくものでございませう。

同じく、交通安全対策費、交通安全施設整備費、これにつきましても交付金が割れてま

いりましたので減額をさせていただきたい、そのようなものでございます。

続きまして、河川費、河川総務費でございますが、これにつきましては増額補正をお願いするものですが、三重県の公共事業等負担金の部分につきましては、ちょうど今、進めさせていただいております三滝川環境整備事業のほうで額が確定してまいりましたので、480万円余の補正をお願いするものでございます。

そして、河川改良費につきましては、これも交付金が思うようについてまいりませんでしたので、減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、都市計画費、公園管理費でございます。鳥獣対策、イノシシのほうは最近、公園のほうに出没する関係もございまして、この対策と市民公園のほうで公園灯の灯具がさびて倒壊するおそれがありましたので、その辺を事前処置させていただいておる、その関係のところを補正予算で対応させていただくものでございます。

そして、引き続きまして、災害復旧費のほうでございます。

6月補正で、4月下旬に被災いたしました小池川の補正予算をお願いしたところでございますが、市債で上げさせていただきましたが、国の災害査定を受けまして、130万円余の減額にはなりますが、国費のほうをいただけることになりましたので、細目の入れかえとともに減額補正をさせていただくものでございます。

そして、このほかに、債務負担行為として2件、末永・本郷土地区画整理事業の換地処分に関する事、中央緑地公園につきましては、国体の施設整備のこともございますので、平面測量を実施したいと考えております。その関係のところでは債務負担行為を設定させていただきたくお願いするものでございます。

詳細につきましては、以降、担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

私からは狹隘道路対策費について説明をさせていただきます。

資料の5ページをごらんください。

狹隘道路対策費として、1000万円の補正予算をお願いしております。

平成25年度以降、消費税の引き上げを背景として、戸建て住宅の建築件数が本市においては増加しております。平成24年度までが年間で戸建て住宅1200戸ぐらいだったんですけども、平成25年度は1469戸ということで、2割程度増加してございます。

これに伴いまして、道路後退用地の寄附件数も増加しております。その寄附いただいた部分の整備に必要な事業費を確保するという事で、昨年度は990万円の補正をいただいております。今年度は1000万円ということで国に対してお願いしておりましたところ、11月26日付で要求額どおり増額内示をいただいております。それで、その必要額を今回、補正でお願いするというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 中村道路整備課長

私どもの補正予算についてでございますけれども、6ページから12ページまでが道路整備課分でなっております。

こちらの補助事業につきましては、先ほど山本理事から説明がありましたように、交付金事業として国、県に対して前年度に要望事業として今年度の当初予算にも反映しておりますが、事業の要求をしておりました。

今年度の初期に国から示された交付決定額が当初予算を下回っておりました。県に対しましては配分額の増額をお願いしていましたが、配分の見込みがなくなったために、このたび補正予算をお願いするものでございます。

今回の補正の対象となる事業と路線を13ページの地図と一覧表にちょっとまとめましたので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、6ページからでございますけれども、社会資本整備総合交付金事業、道路部分でございます。

この事業は、幹線道路の新設や改築などを行う事業でございます。交付金はこの事業に一括して交付されますので、各路線の実施状況などを勘案して予算の配分修正をしております。今年度は小杉新町2号線と泊小古曾線でまとめた事業費が必要になってまいりましたので、そちらのほうへ配分調整をさせていただきました。

13ページの地図は1から6でございます。補正額は8890万円の減額でございます。

次に、7ページをごらんください。

社会資本整備総合交付金事業、港湾関連になってまいります。

この事業は、JR四日市駅周辺の活性化を図るために臨港地区と連携して公共施設や観光施設、そして、公共交通の乗り継ぎなどの案内看板を設置する事業でございます。

この事業は、昨年度、案内看板を製作する際に地図のデザインとか原版を作成するのに

ちょっと時間がかかりかかってしまいましたもので、案内看板3枚と、あと、矢羽型になっております誘導板を1基製作するというので時間がかかってしまいました。設置するまで至りませんでしたもので、今年度はこの看板を設置するということにさせていただきたいというふうに考えております。

13ページの地図は7でございます。補正額は150万円の減額でございます。

次に、8ページをごらんください。

防災・安全社会資本整備交付金事業、道路でございます。

この事業は、北勢バイパスなどの道路が新設されますと、供用開始されるわけですが、そうしますと隣接する市道や周辺の道路に通過交通の増加が見込まれるという形になってまいります。現在の歩行者や自転車利用者の状況から、路肩の拡幅などの安全対策を講じる事業でございます。

この事業は曾井尾平線において路肩の拡幅を行っていきまして、入札の差金等を充てて事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

13ページの地図は8番でございます。補正額は300万円の減額でございます。

次に、9ページをごらんください。

防災・安全社会資本整備交付金事業、道路ストック関連でございます。

この事業は、舗装とか擁壁、のり面、照明などの道路ストック点検を行って、施設の損傷状況を把握しまして、この結果をもとに来年度、修繕計画を策定する予定でおります。

また、以前より進めております幹線道路の路面調査の結果、路面のひび割れやわだちなどの損傷が著しい路線の再舗装を行っております。

この事業においても交付金が一括して交付されますので、各路線の実施状況などを勘案して予算の配分をさせていただく形になっております。

事業の実施については、前年度末の経済対策による繰越金や入札の差金もございませぬもので、そういったものを合わせまして事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

13ページの地図は9から12でございます。補正額は3500万1000円の減額でございます。

続けて、10ページをごらんください。

防災・安全社会資本整備交付金事業、橋梁長寿命化関連でございます。

この事業は、地震などによる大規模な災害が発生した際に、救助、救援活動や緊急物資の輸送など、迅速な対応が行えるように耐震の対策を行うということとともに、長寿命化

に向けた修繕を行う事業でございます。

この事業についても交付金が一括して交付されますので、鉄道事業者や河川管理者との協議状況や、あと、工事の実施状況などを勘案いたしまして予算の配分修正をさせていただいております。

事業の実施については、前年度末の経済対策による繰越予算や入札の差金を使いまして事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

13ページの地図は13番から16番になります。補正額は1040万円の減額でございます。

次、11ページをごらんください。

防災・安全社会資本整備交付金事業、交安でございます。

この事業は、誰もが移動しやすい道路空間を整備するためにユニバーサルデザインを取り入れた歩行空間などの整備を行う事業でございます。

この事業については、4路線のうち、金場新正線と諏訪新道線で歩道整備の実施規模を調整させていただきました。

事業の実施については、前年度からの繰越予算とか、あと、入札の差金を使って事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

13ページの地図は17番と18番でございます。補正額は450万円の減額でございます。

次に、12ページをごらんください。

防災・安全社会資本整備交付金事業、通学路の交通安全対策でございます。

この事業は、平成24年の夏に市内の小校区ごとで実施しました通学路の緊急合同点検において、点検結果を踏まえて、通学路の安全対策を行うとともに、点検対象外の箇所においても緊急度や効果性の高い箇所を整備しておる事業でございます。

この事業については、7路線のうち、富田金場線、山分広永線、大治田25号線で事業調整をさせていただきました。

富田金場線につきましては、前年度からの繰越金が400万円ということでございまして、他路線の入札の差金を持ってくるなどして事業を進捗していきたいというふうに考えております。

そして、山分広永線につきましては、来年度にこの整備区間を全面舗装するように計画しております。そのために、今年度は側溝を入れてふたがけするわけですけれども、その横に舗装復旧を行う部分につきましては仮舗装でさせていただこうというふうに考えております。こうしますと、仮舗装は国の交付金事業の対象にはなってきませんもので、単費

で対応させていただくということで、その部分の減額でございます。

そして、大治田25号線につきましては、昨年度、当路線は完了する予定でしたんですけれども、工事を実施する中で湧水が非常に多くありまして、その処理をするのに工期と費用がかかってまいりましたもので、工事延長を縮小させていただきました。今年度はその残工事分をさせていただくということでございます。

補正額は全体で300万円の減額でございます。

道路整備課分については以上でございます。

○ 若林河川排水課長

私のほうから、14ページをごらんください。

あわせて、18ページには位置図と一覧表を添付しておりますので、一緒にごらんいただきたいと思います。

では、14ページ、県公共事業等負担金でございます。これは三滝川環境整備事業の負担金に関する補正予算でございます。

三重県が施工します二級河川三滝川の河川環境整備事業に対しまして、県と市とで覚書を結んでおりまして、それに基づき負担金を支払うものでございます。

内容としましては、三重県が二級河川三滝川河川環境整備事業として実施しました慈善橋市場などの移設費、移設等に係る補償費につきまして、当初予算計上額と実施額に差額が生じたために増額補正をお願いするものでございます。

覚書では、補償費の3分の1を市が負担することになっておりまして、当初負担額が2600万円のものが3088万8000円になりまして、488万8000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、15ページでございます。

こちらは社会資本整備総合交付金、準用河川改修事業でございます。準用河川改修事業は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業として準用河川の改修整備を行って治水安全度の向上を図るものでございます。

内容としましては、国庫補助金補助交付額の決定に合わせて補正を行うものでございまして、米洗川中流におきましては1億2400万円減額で1億2000万円に、朝明新川につきましては3300万円減額させていただきまして3300万円というふうになって、合計で1億5700万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

私からは公園施設管理費の補正をお願いしておりますので、その内容について説明をさせていただきます。

資料は16ページでございます。

一つはイノシシ対策に要する費用でございます。昨今、南部丘陵公園と泊山公園、この周辺にイノシシが頻繁に出没しておりまして、かなり問題となっております。このため、公園利用者の安全を確保するという目的で、電気柵、約1.2km程度ということですが、そちらを設置していくということと、おりを設置して、猟友会に委託をしてイノシシの捕獲をしようということで、合わせて220万円ほどの予算をお願いしております。

もう一つは、公園照明灯、これの安全対策でございます。本年、市民公園の照明灯、こちらのほうが腐食をして倒れるというような、そういったことが起こりまして、これにあわせ安全点検を行いました。市民公園の数基が非常に腐食をしておりまして倒壊のおそれがあるということでございまして、その改良をするということで、その費用880万円の補正をお願いするものでございます。

この事件後、担当者の調査、地域からの情報、こういったものをもとに公園灯の点検をやっているところなんですけれども、長寿命化計画を策定したときに155公園調査しているんですが、そこだけでも728基の公園灯があるということで手が回ってございません。そこで、市内全域の公園を対象に安全確認を行うということで、そのための委託費、250万円をあわせてお願いしております。

また、これまでの調査で、さらに街区公園で2基の公園灯、これが危険な状態にあるということがわかりまして、これについてはもう全て今、倒してあるという状況でございます。

また、今後の調査で更新等の対応が必要になってくるものが出てくるということですので、全体でおおむね10基程度更新できるようにということで500万円の補正予算をお願いするということでございます。

説明は以上でございます。

○ 若林河川排水課長

17ページの土木災害復旧事業についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成26年4月29日、30日にかけて、大雨で采女町地内で小池川が被災を受けました。これは、先ほども理事のほうから申し上げました6月定例会議会で市単独事業として補正予算をいただいたものでございます。

これが災害査定を受けまして補助事業として採択をされましたので、その結果に基づきまして補正をさせていただくというものでございます。

査定額が1266万5000円となりまして、これに伴いまして市単独事業で上げさせていただいておりました1400万円を反対に減額させていただくと、そういう内容でございます。

以上でございます。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

それでは、私からは2件の債務負担行為をお願いしておりますので、これについても順次、説明をさせていただきます。

資料は19ページからでございます。

一つは、末永・本郷土地区画整理事業換地処分等業務委託でございます。

この末永・本郷土地区画整理事業につきましては、本年、強制執行による最後の建物移転を完了、現在、地区内の確認測量、これを終えまして、事業計画の変更、換地計画の修正、こういった作業に入っております。

換地計画につきましては、今年度内に認可を受けられるように進める予定、そういった形で考えておりまして、その後は事業の終結に向けて換地処分に向けた手続、これを進めていくということになります。

本事業につきましては、事業をめぐる裁判等の経緯、こういったものもございまして、事業着手からかなりの期間が経過しております。地元からは早期の事業終結、これを強く求める声が上がっております。

そこで、換地処分等にかかる業務委託を今年度内に発注させていただいて、換地計画の認可に引き続きまして、遅滞なく換地処分、精算に係る事務に移行できるよう、3910万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

引き続きまして、20ページ、21ページでございますけれども、中央緑地の公園測量業務委託でございます。

中央緑地におきましては、平成33年度のみえ国体の開催に向けて、体育館、サッカー場

の整備が予定されております。

21ページを見ていただきますと、下の図ですけれども、これが現在の施設配置案という形で説明を入れさせていただいたものですが、体育館やサッカー場の整備に伴いまして、芝生広場、園路など、こういった公園施設にも大きく影響が出てくるという形が想定されてございます。

また、新たに整備されるスポーツ施設につきましては、来年度から基本設計、詳細設計、これを予定しているという形でございます。その中で、例えば公園内の建築物、これを建てていくこととなりますと都市公園法に基づきまして公園の全体面積に対して建築できる面積の制限、これがかかってくるなど、それぞれの施設の計画を全体的に検討する必要が生じてきております。

そこで、まずはその基礎となる中央緑地全体の測量業務を今年度内に発注して、円滑な国体関連施設整備の推進を図るということで、1220万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言を願います。

○ 村上悦夫委員

河川のことについて、米洗川のことについてちょっとお尋ねいたします。

これも交付金事業で進められておりますけれども、この改修については新総合ごみ処理施設建設に当たって、地域から要望として整備してくれというお話が当初からあったと聞いております。

これ、進捗状況が非常にわかりにくいんですが、平成29年には新総合ごみ処理施設が完成して運営されていくと、工場が動くということになりますと、そのための排水施設として地元からどうも要望が上がっていたと思うんですよ。だから、時期的に間に合うのかということが一つあります。

ただ、交付金事業として補助金をもらった中で順次、進めていこうという考え方もあるかもしれませんが、期限はやっぱり、地元の要望は平成29年、要は新総合ごみ処理

施設の完成と同時にそれも完成してほしいというのが当初からあったと思います。ですから、国のほうの補助金が見つからないから延びていくという考え方では、これは事業として一つ、流れが間違っているなと思うところで、市単費で補っていく部分もあってしかるべきじゃないかと、こう思うんですが、その辺の考え方と整備の進捗状況、あとどれぐらいどのような形を進めていかないかのかというようなことを説明してもらいたいと思うんですが、急に言って資料が出るわけがないと思います。後でよろしいから、そういったちょっと説明をお願いしたいなと思います。

○ 川村幸康委員

平成28年。

○ 村上悦夫委員

ごめんなさい、平成28年。失礼しました。1年、急いでもらわないかんことになります。

それは、この後、環境部の審査もあります。関連してくる話ですので、その場において環境部に言うこともできるんですけども、事業は都市整備部に委託しておると思うんですよ、そういう要望については。だから、その辺のところをまず一つお願いしたいと思います。

それと、あわせてもう一つ、お願いします。

垂坂公園・羽津山緑地のところの用地買収は進んでいると思うんですが、あれは羽津中学校から、垂坂公園・羽津山緑地に入る進入道路、西から、その辺のため池あたりの周辺を拡幅ということが以前、地元議員からも出ていたと思うんですが、その辺も今どのような進捗状況になっているか、これも一つこの際、尋ねておきたいと思います。

いずれにしても、状況をすぐに答弁できなかったら、後日で結構です。どのような状況かということの一つお知らせいただきたいと思います。

以上。

○ 竹野兼主委員長

後の部分については議案に載っていませんので、行政のほうに資料を作成してほしいという要望みたいな形でよろしいでしょうか。

○ 村上悦夫委員

そうですね。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、基本的な考え方だけ。

○ 若林河川排水課長

まず、米洗川のことについてお話をさせていただきます。

地元さんのほうからは、議員言われるように、平成28年度末までに完了してほしいというようにご要望をいただいております。それに向けて私どものほうも事業予算を組んで予算計画を立てて進めておったところでございます。今年度は2億4400万円、かなりの事業費を持って挑もうということでもさせていただいておったところでございます。

それが、今年度、半額ということになりましてこの補正をさせていただいたわけなんです、事業の進捗につきましては、そのとおり進んではきたものの、今回の補正によりまして、どうしてもやっぱりその分が1年おくれていくような形で想定をしております。

ただ、まだ、追加の経済対策で今、国のほうの補正予算もあるようにお伺いしております。これはぜひとも私どももいただいて、あればということなんです、そういうことでできるだけ早期にというか、平成28年度、平成29年度にはなってしまうかと思っておりますけれども……。

○ 村上悦夫委員

それはあかんのや。

○ 若林河川排水課長

そのあたりを何とかご理解をいただきながら進めさせていただくと。

市としましては最優先で米洗川のほうの整備に努めているということはもう間違いない事実でございますので、そちらのほうもご理解いただいて、何とかお願いをしたいというふうに思っております。

○ 村上悦夫委員

図面であらわせることできないの。例えば、今、ここまで進んだ、あとこれだけ残っていると。今、交付金事業でカットしてきたということがありますが、また新たに交付金事業として認められたらそっちへ乗っていくという話やけど、あくまでも乗っていく乗っていくの話で、最終的には、じゃ、どうするかというところが尋ねたい。

というのは、平成28年度というのが約束事になっているから、やっぱりその事業は最終的には市が単費でもやるというけじめをつけておかないと、これはおかしいじゃないですか。

その辺の考え方を、今後どうするかということを提案あるいはまた聞きたいんですが、今、即答できないとしたら後でもよろしいですから、そういう流れをどうするか、地元との要望、どう応えていくのかと。市単費でも最終、帳尻合わすということができるとかどうか。

図面で、今ここまで進めてきた、あとこれだけ事業として残っているというようなところをちょっと一遍出してほしいな。

○ 山本都市整備部理事

残の工事の部分については、ちょっと図面のほうを用意させていただきたいと思います。

市単費の投入につきましては、やはりどの川も正直なところ、させていただきたい状況にあります。ここと一緒に減額させていただきました朝明新川につきましても、かねてより懸案になっている川でございますので、どの川もさせていただきたいというのが正直なところでございます。

その辺のところを配分を考えながら、都市整備部としては進めさせていただきたいと思っておりますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

きょう、お昼休みもでございますので、何とか頑張ってくださいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それは、この審査のところが必要ですか。

○ 村上悦夫委員

できたら、出してもらったら。

○ 竹野兼主委員長

それは、今、村上委員が言われていた部分のところかというと、会派のほうにでも持ってきてほしいとかというふうに言われましたので、この審査の部分について、それがなければこの審査……。

○ 村上悦夫委員

それはない。

○ 竹野兼主委員長

そういうことではないということですね。

○ 川村幸康委員

関連でちょっと。

その新総合ごみ処理施設の地元要望で出ておるやつがもう来年度に迫ってくるやん。そうすると、これ、減額すると、来年度で完成というのがほぼ、チャンスはあるというものの絶望的になるわけやろう。新総合ごみ処理施設の整備事業というくくりでいくと、あと何が残っておるの、もうこれだけかな。

新総合ごみ処理施設の建設に当たって、地元要望で出てきておるの結構、議会で、全員協議会室でやりましたやんか。その中で、都市整備部の関係分として残ったのはこれだけなのかな。あと何かあるのかな。

その辺を、一度、一遍きちっと整理はしておかんと、事業費がつかんだとかそういう理由はわかるんやけど、一遍、目に見えてわかるようにして、結局、地元、地域との計画というか約束、約束やで、できやん場合も多々あるんやろうけど、そこらを一遍きちっと整理してやらんと、もうここで今、減額補正をしてしまうということは、来年度、無理なんやろうで多分、来年1年で完成せなあかんのやで、ここでやっておかなできやんやつ、来年度、要求したってできるかどうか。その分おくれていくやろう、1年おくれていくと、おかれていくやん。来年度1年やで。

○ 山本都市整備部理事

委員おっしゃられるように、この新総合ごみ処理施設に関する要望に関しては、環境部が整理して、それで、都市整備部として担当する部分で、大きくいきますと、垂坂1号線の南進とかいうような道路の問題、そして、米洗川でも長期間のものを含めて順次やらせていただいております。

この辺につきましてはちょっと環境部のほうと調整させていただいた上で、また会派のほう、要するにちょっとすぐには間に合わないかと思っておりますので、お届けさせていただくという形でご容赦いただければと思っております。

○ 川村幸康委員

予算常任委員会のとしままでええよ、別に、無理なんやったら、予算常任委員会にまで間に合えば。

○ 竹野兼主委員長

予算常任委員会までに間に合わせられますか。

○ 川村幸康委員

要は、多分、環境部から要望で都市整備部に來ておる事業やけど、どっちかという、それもわかっておるけど、都市整備部の事業としてやらなあかんことも優先順位があつてとは思ふんやけど、もう来年1年でもう平成28年度から稼働するんやで、新総合ごみ処理施設は。それまでにやっておかんと。

それはやるねという条件で多分、地元合意はしたはずやで、言われると困るで、1年後の今ごろにまたできてへんやないかという話は余計に困るん違うんかな。

○ 伊藤都市整備部長

予算常任委員会ということで川村委員のほうからお話がありましたので、できるだけ頑張つてそれまでに書類を作成して、またご説明に上がりたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

限られた財源なんやけど、今、村上さんから市単費でもやれという話も出てくるけど、できればうまく活用できるやつがありゃそれでやりながらやろうとすると、考え方として

は今のうちに現実にもうここでやっていかんと市単費でせざるを得んと、1年後やったらそうなるでな、極端な要望として、平成28年4月に稼働となると。まだ1年猶予があるもんでええだけで、そうなるやん、もしかするとそういう声は上がると思うんやわな、意見としては。だから、それを防ごうと思うと、まだ1年ちょっとあるわけやで、防げるわけやで、どうせなあかんのかという財政計画を立てやんと、それこそ交付金つかん場合もあるというコントロールのきかんこともある場合にどうすんのやという話もやっぱり考えておかんとあかんのかなと思って。

以上です。

○ 三平一良委員

今のお話でありますと、計画どおり進まないということやね、計画どおり。

押しなべて、これ、見ておると減額なんやな、減額補正。今、いわゆるアベノミクスで思い切った財政出動をして、例えば、国直轄の鈴鹿川とか北勢バイパスとか、ああいうところの補正がどんと出ておるわけや。これがマイナスになるということは、県、国との話し合いがうまくいってないからじゃないの。予算というのは出ておるわけやで。鈴鹿川なんか25億円ついておるんや。その辺はどんなふう考えておるの、財政出動しておるんや国は。

○ 山本都市整備部理事

委員のおっしゃるように、当初予算分についてはそのような格好になってきています。安倍政権登場から、私ども、2年間続いて、2月補正で経済対策をいただいておりますので、総括いたしますと2月補正分とその翌年の当初でついてくる分を合計しますと、我々が要望しておる額に近い額はいただいております。

ただ、ちょっとことしの分については、ちょっと河川のほうについて、ちょっと想定していたよりも大分と割れてまいりましたので、多分、この選挙が終わるとまた補正のお話が、ちょっと下調整は入ってきておりますので、その分で何とか頂戴できるようにというところがございますので、またその辺できちっと頂戴できるように、国、県あたりのところに十分PRをしながらその部分を頂戴してきてまいりたい、そして、平成27年度分についても早くできるように、そのようところで我々としては下準備を進めさせていただいております。

○ 三平一良委員

県下のほかの市と比べて、そんな減額しておるところってないのと違うの。

○ 山本都市整備部理事

押しなべて申させていただけると、県下では比較的よくいただいております。ですから、他市についても、どの段階かでは減額補正なされていると思います。

○ 三平一良委員

近い額をいただいておりますら計画どおりいけるやない、計画どおり。近い額をいただいておりますら、当初予算。

○ 山本都市整備部理事

申しわけございませんが、近い額はいただいておりますが、満額いただいていない、道路については比較的いただいておりますのであれなんですが、川についてちょっと厳しい判定をいただいております。米洗川も朝明新川もやはり我々としては進めさせていただきたい川というふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 三平一良委員

だから、国直轄のところはかなりの大胆なところが来ておるので、だから、地方に対する額が減額をするというような理由がわからんのやわ。国直轄だけ厚く盛って、こちらは細かい部分は減額しておるということではないわけでしょう。答弁、難しいやろうけど。

○ 伊藤都市整備部長

確かに、今年度は特に川が予算ついていないんですよ。三重県が整備していく二級河川、これも半分ですわ。何とか、県に配分された川の予算を何とか四日市へ欲しいということは何度も県の上層部に対してもお願いには行ったんですけど、ちょっと無理だと、自分とこの川もついていないんだということを言われまして、これが本当に現状なんですわ、ことしは。

ただ、来年また違う風が吹くかもわかりませんので、要望に対してはしっかりとやって

いくということはちゃんと私、約束しますので。

○ 三平一良委員

だから、計画どおり事業が進むようなことにしっかりやっていただきたいと思う。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

よろしいでしょうか。

垂坂公園・羽津山緑地の中の道路の拡幅についてもお問い合わせがございましたので、その点だけ先に説明をさせていただこうと思います。

後ほど説明させていただく議案第78号土地の取得にもかかわるんですけども、実はこの用地買収に際して、この当該道路なんですけれども未登記部分があるということがわかってまいりました。これは、道路そのもの自体がほとんど未登記というようなところがありまして、そこにつきましては、今回、土地を取得するにあわせて、道路の部分、これを寄附いただくという形で整理を行ってきてございます。

これ、現在の道路なんですけれども、舗装幅が大体4.5m、側溝がありまして、大体幅としては5m程度という感じなんですけれども、今回、寄附を受けたやつを合わせていきますと道路敷地としておおむね5.5m程度が確保できるという形になります。ただ、それだけをそのままということではなかなか広がった感じになりませんので、これを有効に使うような手法を検討していくということで考えてございます。

昨年の11月定例会議会の都市・環境常任委員会のほうでも拡幅できる範囲でやりたいというふうにそういう話をしてきた中でございますので、その中で、具体的にはこれから設計を行っていくんですけども、例えば、公園、これを整備していくに当たりまして、道路沿いに公園の園路をつくる、そういった形で実質的には歩道にするような形でフラットにしていくと。そういう形で、かなり広くなった感じで、公園の整備をするところについてはやっていけるのではないかというふうに考えています。

ただ、公園では道路部分の舗装とかできませんので、そのあたりについては道路整備に

かかわる担当部局と今も相談しておりますので、公園の整備にあわせて対応していけるように進めてまいります。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

14ページの三滝川環境整備事業のことで、当初予算計上額と実施額の差が1400万円出たんですね。測量もして何でこういう違いが出るんやろうと、その差額の理由を教えてくださいなと思います。

○ 若林河川排水課長

当初予算につきましては、まだ交渉に入っておりませんで、設計等もされておられません段階でございました。したがって、概算で県の担当者がはじいて上げさせていただいたということでございます。

今年度に入りまして、補償交渉するに当たってきちとした形で委託をしまして、詳細にはじいてさせていただいたところこの金額になったということで、今回は契約された額を上げさせていただいております。

○ 中村久雄委員

わかりました。前の予算は概算でやったということですね。了解しました。

あと、もう一点……。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 中村久雄委員

ちょっと審査とは関係ないかと思うんですけども、中央緑地公園の測量業務でこういう形にするという形で、今、現状、住んでいる方はどうなるのかなと、そういうようなことももう考えてやっているのかなというところを聞いておきたいなと思ったんですけど。

○ 竹野兼主委員長

住んでいる方。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

今の住んでおられる方と申しますか、車に住んでいる方があったりいろんな状況があるわけなんですけれども、そういったところには私ども職員のほうが訪問して、例えば生活保護を受けるかとかという形のお話をしたりというのは今もやってございます。

その中で、生活保護を受ける意向があるという方もおられまして、その方には市のほうに相談に来てくださいということはあるんですが、残念ながらその後、調査した限りでは、なかなか現実には相談に来てもらえていないと、そういった現状があります。

今回、整備に入ってきますと、整備している区域のところあたりに数人の方がみえたりということになりますので、そういった方につきましては、今後の予定とかも含めて伝えながら個々に対応をしていきたいというふうには考えてございます。

○ 中村久雄委員

それは、この都市整備部が担当して交渉するということですか。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

それは担当する部局が連携しながらやっていくということで、とりあえず今、施設管理者として私どももそういった活動をしていますので、私どももその範疇で責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言をお願いします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費中関係部分、第2項道路橋梁費中関係部分、第3項交通安全対策費中関係部分、第4項河川費中関係部分、第6項都市計画費中関係部分、第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、議案第56号平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費中関係部分、第2項道路橋梁費中関係部分、第3項交通安全対策費中関係部分、第4項河川費中関係部分、第6項都市計画費中関係部分、第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第56号 平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

これで休憩に入りたいと思いますが、付託議案につきましては1時から再開させていただきますので、よろしく願いいたします。ご苦労さまです。

11 : 56 休憩

13 : 00 再開

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

休憩を解き、都市・環境常任委員会に付託された議案の審査をいたしたいと思います。

議案第78号土地の取得について、議案第86号市道路線の認定について及び議案第87号市道路線の廃止についての一括説明をお願いいたします。

議案第78号 土地の取得について

議案第86号 市道路線の認定について

議案第87号 市道路線の廃止について

○ 稲垣市街地整備・公園課長

私からは議案第78号土地の取得についてということで、こちらの都市・環境常任委員会関係資料、こちらのほうで説明をさせていただきます。

資料1ページをごらんください。

本件でございますけれども、垂坂公園・羽津山緑地整備事業のため、土地を取得しようとするものでございます。

同公園ですけれども、総合公園として39.7haが都市計画決定されてございます。平成25年度末で19haが供用されており、現在10.1haの事業認可を受けて順次、整備を進めているところでございます。

今回、取得しようとする区域ですけれども、2ページをごらんください。谷田池の北に当たり、この部分については来年度に公園の造成を予定する区域でございます。

3ページでございますけれども、今回、購入しようとする区域の平米当たりの購入単価、これを場所ごとに示してございます。

おのおのの詳細につきましては4ページに表示してございます。

全部で19筆、買収予定面積は7691.95ha、買収予定価格は1億400万8000円余りとなっております。それ以外に、立木補償として1万1480円、これを予定してございます。

この垂坂公園・羽津山緑地の整備状況ですけれども、5ページをごらんください。

こちらに凡例が示してございますけれども、現在、公園の南ゾーンで、赤い点々で囲ってある部分ですけれども、こちらのところの整備を進めております。

さらに、道路の北側に当たる部分ですけれども、これが今回取得する部分を含む区域でございまして、黄色に塗った部分を来年度、工事にかかっていくという形で考えてございます。

なお、この整備事業でございまして、用地交渉に手間取るというようなこともございまして、事業スケジュールが非常に厳しくなっております。また、四日市におきましては、昨年度末で市民1人当たりの公園面積が10haを超えましたので、新たに大規模な事業を行っていくのも難しいということもございまして、手戻りのないように、若干、計画を見直していこうというふうに考えてございます。

事業計画の見直しにつきましては、改めて皆様のほうにも説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。

○ 清水道路管理課長

私のほうからは、まず、議案第86号市道路線の認定についてご説明を申し上げます。

今回、認定をしようとする路線数につきましては18路線でございます。

同じく、委員会資料6ページのほうをごらんください。

ナンバー1、羽津69号線からナンバー18の清水8号線までの計18路線で、いずれも開発行為による帰属でございます。

続きまして、議案第87号市道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

廃止しようとする路線数につきましては1路線でございます。

引き続き、7ページのほうをごらんください。

対象路線としましては、大字羽津地内主要地方道、上海老茂福線、いわゆる富田山城線の南側に平行して通る市道、羽津鶴29号線でございます。

この市道を含み、南北の敷地に三重県警察本部より、現在の四日市北警察署の移転先として立地計画が定められ、一体的に土地利用を行う上で当路線の取得が必要不可欠であるとの申し出がなされました。

当該地に四日市北警察署が立地されましても、周辺の道路網につきましては主要地方道

と市道で取り囲む状態であり、既存の道路網で代替路線の役割が果たされており、特に問題は無いものと受けとめております。

また、路線廃止に当たっての財産処理につきましては、三重県へ売却する方向で取り組むことといたします。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言を願います。

ご質疑ございますでしょうか。

○ 村上悦夫委員

公園緑地の面積やけど、先ほどちょっと稲垣さんが説明されて、市民1人当たりは何㎡で、緑の基本計画は1人当たり何㎡必要やったという、ちょっと説明してくれへん。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

先ほど10㎡を超えたといいますが、平成25年度末で四日市の人口1人当たりの公園面積が10.1㎡になりました。この10㎡という数字なんですけれども、これは都市公園法の中で、要は最低限の目標とすべき数値ということで、なかなかどの都市もなかなか超えていないんですけれども、これを超えるとなかなか大規模な新規の公園の採択、補助事業の、これが難しくなってきますので、そういったことで、今やっているものについては枠の中でやり切れるように考えていくということは1点でございます。

緑の基本計画の中では、現行の緑を守るということで、こういった公園、今、予定をしてやっている公園も含んで、将来的に何㎡ぐらいいけるかといったところを概算して、その中で1人当たりの公園面積として、ちょっと今うろ覚えなんですけれども12㎡程度を目標にしております。

(発言する者あり)

○ 稲垣市街地整備・公園課長

済みません、平成32年度で12.6㎡。

○ 村上悦夫委員

12.6㎡。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

目標年次が平成32年度という形になりますけれども。

○ 村上悦夫委員

一応、目標値に置いているということね。

公園の見直しっていつぞやありましたね、公園の見直し。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

これ、都市公園の見直しということで、これは、長期未着手の公園を対象に、その都市計画決定を見直そうという形でございます。

その中で、例えば、緑の基本計画の中で、四日市市では、例えば、羽津公園の廃止とか、そういったものを目標に掲げていますけれども、そういったものを見直しにつながっていくような形で、その方針が県から出されておりますので、それに応じた対応をこれからも四日市市としてはやっていくと、そういった形になってまいります。

○ 村上悦夫委員

じゃ、羽津公園のような、廃止になっていくような、あれ、廃止していくと1人当たりの面積が減るわな。それをリカバリーどうやってしていくの、今後、やっぱりこの目標は12.6㎡まで持っていきたいというのはずっと目標値であるわけですか。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

これ、緑の基本計画の中で、羽津公園は廃止にしていますので、それについては将来の目標で整備していく数値からも省いて目標は設定してございます。そういったことからいきますと、そこについては齟齬はないんですけれども、現実、大きい整備はできていかなということになると、その辺は影響してくるかもしれません。

○ 村上悦夫委員

今後、公園緑地というのはまだまだ目標値に到達していないからふやしていく傾向にあるわけですね。

○ 川尻都市計画課長

まず、平成32年度で12.6㎡の目標値でございますが、これにつきましては、現在実施しておる垂坂公園・羽津山緑地の事業認可がとってあって、まだ未整備の区域、その面積、それから、南部丘陵公園での一部、それから、一番大きいのが北勢中央公園、三重県がやっておるこの北勢中央公園が平成32年度までに相当数開設される予定ということで、そういうことで1人当たり12.6㎡になるということで、今後、四日市市で大きな公園を設置しなくてもこの目標値にはほぼ到達できるであろうという見込みでございます。

○ 村上悦夫委員

ちょっと変わって、今、資料を見てみると、垂坂公園・羽津山緑地、これ、公園緑地の中に前から問題になっている住宅団地が入っていますね。この問題はもうこのまま放置していくんですか。立ち退くということは大変なことでできないと思いますけど、こういった公園敷地を決定した、これ、市街化区域ですので、当然、条件つきで建築が認められたと思うけれども、今後こういったケースが発生し得ることがあるんですか。

○ 川尻都市計画課長

まず、垂坂公園・羽津山緑地のこの大規模な住宅団地の部分でございますが、これは長期未整備都市計画公園の見直しのガイドラインの中では、やはりこういうふうに家がたくさん建って、その移転に多大な費用がかかる場合には、その見直しをするべき公園としてピックアップされます。現在、この垂坂公園・羽津山緑地も四日市市としてはこの部分の見直しが必要かどうかの検討を進めておる状況でございます。

○ 村上悦夫委員

流れとしては、この住宅部分を将来は外していくという流れになっていくわけですね。公園としての範囲は、これは除外していくということが見直しなんですか。

○ 川尻都市計画課長

縮小することも見直しの一部でありますし、場合によってはその縮小した部分を別の場所を追加するとか、そういうことも含めて必要な公園のあり方を検討していくような形になります。

現在、この垂坂公園・羽津山緑地は非常に大きな面積を持った公園でございますので、もし、これを外す場合でも、代替で新たなものを追加する必要性は低いのではないかと、そのような検討を進めている状況でございます。

○ 村上悦夫委員

そうすると、面積が結構あると思うんですけど、これを仮に除外していくと、今の市民1人当たりの緑地面積が減るわけですね、数字としては。

○ 川尻都市計画課長

この部分につきましては、平成32年度までに整備されるところには入れていないので、12.6㎡には、やはり平成32年度までに整備の可能性の高いところの公園を集めて積み上げた数字で1人当たり12.6㎡、これ、人口も減っていきますので、1人当たりにする場合は、将来的にはやはりふやさなくても1人当たりがふえたりとかということもありますので、目標は何とかクリアできるというふうに考えております。

○ 村上悦夫委員

ちょっと勘違いしました。これはカウントしておる範囲に入っていると思ったから、これを見直すとなったらなお減ることになる。減ることになった場合に、見直しだからふやしていくということも今後大きく取り上げられてくると。その場合に、例えば、ふやしていく場合のことをちょっと言いたいんですけど、市街化区域の中での山林もしくは遊休地を今後も公園緑地としてふやすのか、あるいはもっと市街化調整区域の中でも十分、市民は住んでおる、生活しておるわけですから、そういう部分で公園をふやしていくとすれば買収費用もうんとコストが安くつくわけですので、そういう考えは今後も続けていけるということになりますかね。そういう考えのもとでふやしていく場合。

○ 川尻都市計画課長

まず、公園の目標値については、基本的には市街化区域で都市公園をつくっていくのを前提で、例外的に北勢中央公園のような市街化調整区域にあるものもあるんですが、基本的にはできるだけ市街化区域で確保していくということ。

それで、やはり四日市の場合は市街化調整区域と市街化区域が入り混じっていますので、市街化調整区域のそういう緑も守りながら、それが市街化区域に住んでいる方たちの効用にもつながるとは思っていますが、具体的に市街化調整区域でそういう公園をとというのは考えておりません。

また、市街化区域の中では、前回、都市計画審議会等々でも審議いただきました都市農地のあり方の中で市民緑地であったり、市民菜園であったり、いろんな手段を使って都市部のそういう緑やそういうものを守っていきたいというのが四日市の考え方でございます。

○ 村上悦夫委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。

○ 三平一良委員

地図を見ていると、これ、都市計画決定区域のところ、場所がかなり複雑な線引きがしてあるんですが、この決定された地域で住宅が建っていった経緯というのを教えてもらえませんか。

○ 川尻都市計画課長

この資料の5ページの都市計画決定区域がございますが、この北側の部分、少し複雑にジグザグになっていますが、このジグザグになった部分というのは都市計画決定する当時からおうちが建っていたことから外した区域でございます。

ただ、どうしても家が建っているところの周りには、都市計画法で認められておる低層

の住宅、低い住宅であれば許可ができますので、そういう意味でこのジグザグのところの周りに家が建ったというのが現状、それと、左のほうにつきましても、やはりもともと民家があった部分を除いて、少しこういうジグザグのような形の都市計画決定になっております。

○ 三平一良委員

だから、そのジグザグのなった経緯というのはわかるんですが、その内側にうちが建っていったという経緯を教えてください。

○ 川尻都市計画課長

経緯というか、一応、都市計画法で認められておる範囲でそういう建築が可能ですので、あくまで個人の住宅、市が買収するまでは個人の土地でございますので、その中に認められる範囲で住宅が建っていくということは、これはもう公園だけではなくて、例えば、都市計画道路においてもやはり個人の資産ということで、ある一定の建物を建てることは認められておるということで、できるだけ事業を進める上ではおうちがないほうがいいんですが、認められたものでございますのでやむを得ないというふうに判断しております。

○ 三平一良委員

そうすると、今、左側のほうですが、住宅があって、その近辺にうちが建っていくということも考えられるわけやね。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

済みません、まず、ちょっと今回のこの垂坂公園・羽津山緑地の事業の経過とかというのが参考になると思いますので、そのあたりを少しお話しさせていただきたいと思います。

この垂坂公園・羽津山緑地ですけれども、都市計画決定をされて今、緑に塗られている部分がありますけれども、塗り潰されている部分、こちらのほうの整備をまずやったという経緯があります。

それ以前に、要は開発をしたいという申し出があって、その時点で事業化ができずに、やむを得ず宅地化されてきた部分があるというのが実態でございます。

それで、今回これで事業認可をとっている区域なんですけれども、実はここでも大規模

な宅地開発をしたいという申し出がありました。それに対して、要はこの辺を全部やられてしまいますと里山状で残すという本来の事業の意味がもう損なわれるという形になってまいりますので、そこで、これ、事業化をして、要はかわりに市が買い取って公園化するという事で開発行為を抑制するということが可能になったと、そういった経緯がございます。

そうした中で、若干、今、残っている部分がまだあるんですけども、ここについては現状がゴルフ場ということで、当面はその山の形のままで、事業を続けられるという形です。そちらについてはなかなか売却していただけないということもあって、事業認可の区域から外している、こういう状況でございます。

○ 三平一良委員

そうすると、そのゴルフ場、練習場やけれども、これは住宅にしたいと言ったらできるわけや。

○ 稲垣市街地整備・公園課長

また、そこを住宅にするという場合になりますと、通常、例えばディベロッパーさんに売ったりという形になってきますので、そこは公有地の拡大の推進に関する法律ということでそちらのほうに優先されますので、まず一旦、市のほうで買い取り協議ができるという形になっていきますので、ただ、そのときに、市の決定として予算づけをして、どうしてもそれを守りにいくかといったことについては、またその時点の判断ということになりますので、そういった手続を経て市が買っていく、あるいはまたは事業化をするということが考えられますので、そういったことを含めて、その時点で改めて判断をするという形になってまいります。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第78号土地の取得について、議案第86号市道路線の認定について及び議案第87号市道路線の廃止については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第78号 土地の取得について、議案第86号 市道路線の認定について、議案第87号 市道路線の廃止について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

(13:19～13:25 協議会)

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、その他、空き家の管理に関するアンケートの結果等についての報告をお願いいたします。

○ 中村建築指導課長

私のほうからは、空き家の管理に関するアンケートの結果等についてということで説明を申し上げます。

四日市市空き家等の適正管理に関する条例でございますが、6月定例会でご審議を

いただき、平成26年7月3日公布、10月1日から施行しているところでございます。

この条例の制定に当たりまして、市民の方からパブリックコメントをいただいております。そのときのご意見の中に、いわゆる空き家の現況、この四日市市内における空き家の現況は調査する必要があるのではないかというご意見をいただいております。また、議員の方からも空き家の実態、こういうものも把握しておく必要があるだろうというご意見もいただきまして、市としてもやはり現状の実態、これらを把握しておく必要があるだろうということから、実は本年7月上旬から8月中旬にかけて、連合自治会長さんを通じて各単位自治会長様にアンケート形式でこの空き家の実態をお願いしたところでございます。

その集計がまとまってきたということで、今回、報告をさせていただくわけですが、資料としましては、済みませんおくれまして、先ほどの協議会資料の次のページ、2ページに結果表がつけさせていただいております。

アンケートの結果としましては、2番目に書いてございます実施地区数、実は23地区プラス中部5地区で28地区あるわけですが、実は既に富田地区、それから、橋北地区につきましては独自で、自治会で調査をしていただいて、既に空き家等の調査マップなるものをつくっていただいておりますので、こちらについてはあえて今回の調査からは外させていただいております。

それから、実際の調査町数としましては660町でございます。これはちょっと後から、裏面で説明を申し上げます。

それで、今回、回答結果として今回は一戸建ての住宅、これらについての空き家ということで調査をさせていただきまして、延べとしましては3519軒ございました。それから、そのうち、いわゆる適正に管理されていないだろうという空き家、これが723軒ございます。さらに、その空き家で、このまま放置されると危険であろうと、若干、主観的な見方をする部分で、差はあるとは思いますが、危険と思われるという空き家、これが411軒という数のところでございます。

それで、この数につきまして、今後、この結果をもとに、この空き家の特定作業をしていくということで、今後の予定ということでフローがつけさせていただいております。

今回の結果をもとに、この411軒の空き家の特定、既に私どもは建築基準法等に基づいたこれまで空き家等についての老朽家屋、これらについてはこれまでも指導等をやってきましたので、若干ここで重複しておる部分もあるかと思いますが、この特定作業

を今後進めていきまして、現場確認をして、この状態がいわゆる条例に基づいて指導、相談、さらに、中には勧告等まで必要なもの、こういうものを調査しまして、分類分けして、まずデータ化をしていくと。それとあわせてその所有者調査、これを行いながら管理不全な状態の空き家についての指導等を行っていかうというものでございます。

次に、裏面をごらんください。

こちらには、この四日市市内のアンケート結果ということで、地域別の集計表がつけてございます。

ブロックとしては6ブロック、28地区、先ほど言いました橋北地区、富田地区につきましては、既に空き家マップ等、これらができておりましたので、それらの数をこちらのほうに集計してございます。

町数としましては、715町あったわけですが、先ほど660町と言いましたのは、いわゆる共同住宅等で一つの自治会、こういうものを形成しておるところは省かせていただいております。

それで、660町のうち、空き家、これがどれぐらいあるかと申しますと、568町ということで、約86%に当たっておると。それから、その右に行っていただきますと、先ほど説明させていただいた空き家の状態で3段階、空き家の数、管理不全なもの、さらに危険なものということで一覧表にさせていただきますと、先ほど言いましたように、まずはこの411軒の特定作業をしながら指導等を行いまして、安全・安心なものにしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

報告はお聞き及びのとおりです。

もしここでこれだけは少し聞いておきたいというのがありましたら。

○ 川村幸康委員

さっきのことで、少し戻って悪いんやけど、2月定例会議に準備しておるという風致地区のやつなんやけど、第2次一括法のやつで風致地区の政令が一部改正されて、県条例に倣ってやるというので、それはそれでその運用に従ってやっていくというのはええんやけど、どの地域でも、どの市町村でもそうなんかな。前に一遍、議論に上がった地方分権

一括法の趣旨を生かすと、三重県でやっておった規制から四日市市におりてくるんやったら、四日市市なりにきちっとそれは解釈して、四日市に合うようにしたらどうやという話が一括法のときにもあったんやさ。そのときは、私らも勉強不足で地方分権一括法がやるやつやで、そのまま右に倣えで順次それを変えるだけでええかと思ったけど、結果的にところどころでやっぱりあれはもう少し四日市流にかみ砕いて読んで、ええやつはええし、あかんのはあかと決めるべきと違うかなということも思ったことがあったもので、ちょっと今、考えておったんやけど、やっぱり三重県の今ある定義のやつをそのまま運用するのめえやろうし、もう一遍、四日市なりにあの風致地区やら全体のまちの構成を考えて、どうあるべきかを見てからもう一遍、風致地区を定義し直すという考え方もあってもええんかなと思うと、2月定例会月議会までにまだ時間があるので、もしよければそういう考え方でやることも必要と違うかなという、協議会で意見をちょっと言い忘れたで、済みません。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。協議会について、今、とりあえずそういう意見があるということを経政のほうにはお伝えさせてもらっておきますので、それに対して各会派のところにまた報告なり対応していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○ 川村幸康委員

会派にも丁寧に説明してもらっても結構ですし、この委員会として協議会で開いてもらったので、委員会としてやっぱり一度、2月定例会月議会上程までに何らかの形できちっと、流れ作業的にばあっと地方分権一括法で変わって、県からそうやって言われたでやるんやわではなくて、四日市なりに一遍きちっと、現実、あそこの風致地区の役割とかいろんなことを見て、それで、どうあるべきかというのは考えた方がええんと違うんかな。

○ 竹野兼主委員長

そうすると、また、議会報告会またはシティ・ミーティングの後に、委員会が開催されますので、そのところまでにその方向性を準備していただいて、そこで説明していただくことをさせていただくということでご了解いただけますでしょうか。

○ 川村幸康委員

それでいいです。要は、許可が必要な行為も、してええということなんやけど、許可さえとれたらええという話の中で、ここら、風致地区のやつ、当初は全然さわれやんというようなニュアンスで来ておったのから、少しずつあそこ、ものが建ったりさわれるようになってきたやんか、県の規制があっても解釈の形を変えていく中で。それは、やっぱりいい悪いでものを論じておるのではなくて、やっぱりそういうことであるならば、風致地区とはもともとこうやったけど、今はどうなんやというような解釈論を、これ、土地利用や規制のあり方とも関することで、今までの土地利用はこうやったと決まったところからいくとどうしても世の中と合わんことが出てくるわけやで、一旦、それを外して考え直すというやり方をちょっとしたほうがええかなと思うと、地方分権一括法のおかげでこうなったというところをどうやって考えるかによっては多分違うやろうで、そういうやり方を少し、頭を幾つも持つというか、そんな感じでやってもらえたらなというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

休会中所管事務調査の項目に上げさせていただきたいと思います。

○ 森 智広委員

空き家のアンケートなんですけれども、済みません、ちょっと聞き漏らしたんです。このアンケートはどう生かされていくんですか。

○ 中村建築指導課長

まずは先ほどもご説明申し上げましたように、今回このアンケートの中では空き家の数、それから、管理不全なもの、それから、放置されると危険であろうと思われる3段階の状態のものがまず数として掴みました。

それで、まずは、この先ほど言いましたように411軒、これのいわゆる場所と現状、これをまず特定して、まずこれに入っていくと。その後は、この空き家の数、こういう現状がありますので、四日市市空き家等の適正管理に関する条例の中にもいわゆる利活用という面がございました。こういうものも今後空き家バンク制度、こういうものの中でこの空き家を何らかの形で利活用していけるような形に持っていくというふうな形でこれを利用していきたいというふうに考えてございます。

○ 森 智広委員

いいんです、大丈夫です。ただ、ちょっと気になったところがあって、ほかの地区はわからないんですけど、水沢地区は対象自治会が12個あって、対象数が11個になっていて1個減っていますけど、これ、減る地区ってあるのかなと思って。細かい話なのでいいんですけど、もう一回確認していただければ、全体を確認していただきたいなと思うんです。

○ 中村建築指導課長

一応、対象数としまして、この米印1ということで書かせていただいております。例えば、今回、1戸建ての住宅、併用住宅は含まれてございますけれども、それ以外のものにつきまして、いわゆる共同住宅とか、そういうもので単位自治会を構成しておるもの、こういうものについては今回から外してございます。

○ 森 智広委員

基本的に水沢地区にこういう共同住宅で自治会を構成しておるところはないので、いいんです、間違っていたら間違っていたでいいんですけど、……。

(発言する者あり)

○ 森 智広委員

いやいや、それも込みで12個あるんですよ。ただ、確認しておいてくださいというだけです。

○ 中村建築指導課長

わかりました。

○ 荒木美幸副委員長

一つ、お聞きしたいことがあるのですが、こういった空き家を市民の方が借りたいというようなお声があることがあるのですが、そういった場合に、その持ち主がどなたかがわからない、素人にはなかなかそれはわからないんですけど、そういった場合に、市が持ち

主などの確認をしてくださる窓口になってくださるのか、あるいはこれは不動産屋さんに委ねることなのか、その点のちょっとことをお聞きしたいと思っております。

○ 川尻都市計画課長

まず、基本的には個人情報になりますので、市がそういう形で仲介のような形はとれないんですが、今、都市計画課のほうで進めておる空き家バンク制度、これはちょっとおこなわれておるんですが、やはりこれは不動産会社さんと共同して、そういう空き家バンク制度、要するに行政がかかわることで、それまで不動産屋さんには提供できなかった方が少し安心して情報提供していただければ、少しでもそういう埋もれているというか表面に出ていない空き家を発掘して、そういう借りたい方の利用促進を進めたいと考えておりますので、ちょっとおこなっておりますが、頑張ってお進めたいと考えております。

○ 川村幸康委員

アンケート結果となっておるんやけど、これ、前も何かであったときに、調査をしてほしいときに、その調査をできやんという話もようあったんやけど、この場合やと、どういう法律か何かで、どうやってアンケートをとるような手順、手続というのは、役所の中の整理はあるの。

例えば、実態調査なんかしようとする、調査を今の時代やで昔みたいにできやんというてせんのあるやないですか。この場合やと、どういう法的な手続で、役所がするアンケートやでという話じゃないやろう。役所がするんやで法的な手続きには乗るんやろう、これ。それは四日市市空き家等の適正管理に関する条例か何かのあれがあったのかな。どういふことでやれるのか、その手続論だけちょっと。

○ 中村建築指導課長

今回の条例の中には、市の責務もございませうけど、市民の責務、それから、事業者の責務というものが定めてございませう。

市民の責務の中には、空き家等を見つけた場合には協力いただくようなことを責務の中で定めてございませう。

今回のスキームとしては、連合自治会長さんを通じて各自治会長さんに、実態調査といふとなかなか重くなるもんですから、アンケートという形をとらせていただいたわけです

が、なかなか空き家というものの実態を把握するにはやはりその地域のつながりのある方のほうがやはり一番わかりやすいということからそういう形でお願いをしてアンケート形式でやらせていただいたと。

先ほど、委員からご質問いただいた法的な根拠としましては、一応、市の責務、市民の責務、事業者の責務、こういう責務の中でそういう空き家についての解消を図っていくということの協力をいただきたいということとさせていただきます。

○ 川村幸康委員

税の観点でも把握はしておるわけやろうけど、そこは全然関係ないの。これ、富田地区と橋北地区に関しては自治会独自の調査でやって、あとは多分、連合自治会長に、地区市民センターの館長に頼んで調べたのかなと思うんやけど、そこらの調べ方もその条例にうたわれておるの、調べる手続のやり方は。

というのは、ようわからんだのは前も、税とかそういうところの情報でという話はあったけれども、それはできやんという話やったんやわな、ほかのことには使えやんという話で、これが多分基礎にはなるんやろうけど、だから、課税しておるところあるやんか。そこではわかっておるけど、それは使えやんと言っておったやろう。そことの法的な部分で、条例でうたったらそれで、そういうものを使えやんの。ようわからんのやけど、そこらが。

そうすると、アンケートってみたいなことせんでも、その条例にうたわれておる中で市の責務、市民の責務ということであれば、その情報は使えんのかなと思っておったんやけど、そうでもないんや。

○ 中村建築指導課長

実は、この11月27日に国でこの空き家対策に関する法案が通ってございます。実は来年、これは3カ月施行、6カ月施行と段階的な施行部分があるわけでございますけれども、その法律の中に、いわゆる税情報、これについての利用はうたわれてございます。ですので、今後はこの税情報についての利用はできます。

ただ、その税情報といっても、目的外使用といいますか、相手に対して言えるかどうかというのはちょっと微妙な部分がございます。あくまで、行政間の中でその情報を共有して、それをもとに仕事を進めていくということは当然できると思うんですけれども、外へそれを出すことは多分できないのかなというふうに解釈してございます。

それと、もう一点は、先ほどのこの実態数、これについては、この法案の中でも同じように計画をつくるような文言が入ってございます。ですので、空き家の現状を把握して、その計画を立てて進めなさいということが今度の法案の中にうたわれてございますので、この施行が、今度、来年に入れば出てくるかと思いますが、この法律とあわせて、この条例とあわせてやっていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○ 川村幸康委員

だから、このアンケートやと外へ出せるんやけど、税情報やと出せやんのはよう理解できるんですよ。もう一個は、条例をつくった中でやっていくんやったら別にアンケート調査をせんでも税情報を使えると思っておったもんで、私らは。そうではないと、そうではないんやなど。

それで、これは今、国の法律によって初めて使えるようになるということであえの。わかりました。

○ 竹野兼主委員長

本件はこの程度としておきたいと思います。報告ですので。

○ 中村久雄委員

済みません、この一番最後の3ページの、またさらに詳しい部分、町別、自治会別というのもあるんですよ。

○ 中村建築指導課長

はい、一応、こちらのほうではこの総数、対象数の部分についてはアンケートを全て把握してございます。

○ 中村久雄委員

そういうのも教えてもらうわけにはいきませんかね、町別、自治会別というのか。

○ 中村建築指導課長

一応、この、例えば、一つ、共同地区なら共同地区の中を全部公表ということですかね。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

そういう意味で、公表できるのかできやんのか。

○ 中村建築指導課長

一応、このアンケートにつきましては、今後、地元のほうにも実際に報告として入らせていただく、今回、このアンケートをしていただいたお礼も兼ねて、実際の、先ほど言いました特定作業、これをしていくのに各地区市民センターを通じて各自治会さんのほうにもご協力をお願いしていこうかなというふうに考えておりますので、各单位ごとにはそのあたりは数字としてはお示ししていこうかなというふうには考えてございます。

○ 中村久雄委員

それで、2ページの今言った次の段階の自治会長さんへの聞き取りの調査の部分ですけど、これは来年の1月から始めて、いつまでにやるという目標がなかったらなかなかできないかなと、もうしばらく1年ぐらいほったらかしになっちゃうので、このアンケートをとるときも結構すったもんだあったと思うんですけど、そういう報告は先、いつまでにやりますよというのは出したほうがええと思うんですけど。

○ 中村建築指導課長

一応、この結果につきましては、まず、連合自治会長さんのほうを通じてこの各地区単位ごとの数字をお示ししていこうかなと。先ほど申しましたように、この411軒、これについての特定作業は順次、やはりこれだけの数ですので、それは計画的に順次、進めていこうかなと。これは各地区市民センターを通じて、順位づけをしてやっていこうかなというふうに考えてございます。

○ 中村久雄委員

でしたら、そういうことで、どここの自治会さんには、どここの地区のほうにはいつ

ごろ入りますよという、大体予定ができると思うんですけど、そういう予定だけでも知らせていったら、皆さんアンケートを出したことを納得してもらえるかなというふうなご意見でとめておきます。

以上。

○ 竹野兼主委員長

この件については、この程度といたしたいと思います。

ご苦労さまでした。理事者を入れかえたいと思いますので、2時まで休憩したいと思います。

13:50 休憩

14:00 再開

〔予算常任委員会分科会〕

○ 竹野兼主委員長

時間になりましたので、予算常任委員会都市・環境分科会を続けて行いたいと思います。

それでは、須藤部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 須藤環境部長

環境部でございます。お疲れのところ、最後、環境部になりましたが、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

環境部のほう、減額でございますが補正予算と、あと、付託議案が、条例案が2件、それから、土地の取得についての議案でございます。その後、また、協議会のほうがございますけれども、簡潔にご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 清掃費中関係部分

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費中関係部分について説明をお願いいたします。

○ 田中生活環境課長

衛生費の環境部分でございますけれども、補正予算書の36、37ページでございます。

こちらのほうの一般経費、賃金の部分でございます。

説明につきましては、補正予算参考資料というのがお手元にあると思いますが、そちらの32ページのほうでご説明させていただきたいと思っております。

○ 竹野兼主委員長

ちょっと待って。

○ 田中生活環境課長

32ページです。

○ 竹野兼主委員長

それでは、お願いいたします。

○ 田中生活環境課長

説明をさせていただきます。

清掃総務一般経費でございまして、減額の中身でございますけれども、南部清掃事業所、北部清掃事業所、南部埋め立て処分場等の清掃労務臨時職員、こちら、50人のほうを予算化させていただいておるところでございますけれども、そちらの研修等とか収集、その他賃金等の支出を行いまして円滑な運営を図ると、そういったものでございますけれども、今回の減額の要素が2番の内容でございます。

清掃労務臨時職員の賃金の支出が見込みを下回ったということでございまして、今回、減額補正を上げさせていただいたところでは。

当初予算につきましては、50人相当の臨時職員ということで1億3700万円余見込んでい

たわけですけれども、現在の執行見込みのほうが一億2800万円余ということでございまして、今回、900万円の減額補正をお願いするところでございます。

この減額の主な中身でございまして。先般、8月定例会議会のほうでも、最終の決算のほうで1100万円余というような形もございまして今回11月定例会議会に上げさせていただいたところでございますけれども、その主な内容をちょっと簡単にご説明させていただきますと、まず一つが交通費でございまして。予算の中では1人当たり日額450円程度を見込んでおるところでございまして、実際の配置に当たってはお近くの方を事業所に配置するというようなことがございまして、そちらの交通費が1人頭260円ほどというようになっております。そういったところで230万円の不用が見込まれるというのがまず1点でございまして。

続きまして、時間外手当というところで、これも230万円ほどの不用を見込んでおりますが、こちらにつきまして、台風等が例えば発生した場合、午前収集できない、例えば午後収集できずに夜間に回ったというところで年間40時間ほど見ているわけでございますけれども、今回、台風がたまたま早朝にすり抜けていったというようなことが続きまして、現在のところ、そういった影響での執行はしていないというところでございまして。

また雪の分として、雪分は見ておりますけれども、その部分で230万円ほどが不用になったというところでございまして。

それから、ちょっと特殊な要素でございましてけれども、今回、年配の方がちょっと多いというようなこともございまして、病気等で長期休まれた方が6人ほどございました。それで140日ほどのそういった病欠、いわゆる無給の病欠があったということです。手術が必要になった方も数名ございまして、復帰をとというようなことでやられておったんですが、残念ながらかなわなかったというようなことがございまして、そういった部分で160万円不用になっているというようなことでございまして。

それから、先般の8月定例会議会でもご説明させていただきましたが、ちょっと人の入れかわりが結構出ているというようにございまして、今年度も8人ほどの入れかわりというように出しておりました。

そういった中で、その部分の、どうしても採用をすぐ、1カ月前に申し出があつて、ハローワークで募集して、面接とか、その結果を受けて採用するわけですが、どうしても2カ月近くかかるというところで、その分の調整で170万円ほどの不用が発生したと

いうようなところでございます。

あとは、例年のことでございますけれども、臨時の職員さんが例えばちょっとした病気とか、ちょっとけがしたとか、家庭のご事情、冠婚葬祭等でお休みというような部分が110万円ほど発生したというようなことでございまして、先ほど申し上げた全部トータルで900万円ほどの不用が見込まれるということでございますので、今回、減額補正を上げさせていただいたというところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○ 森 智広委員

決算のときにあった人員が足りないという部分は、もう今は解消されているんですか。

○ 田中生活環境課長

現在のところは、病欠の職員の部分、1人ちょっと残念ながらおやめになり、その分も補充が終わりまして、みんな復職しておりますので、今のところは全てそろっております。

○ 森 智広委員

もう当初から、今年度に限ってはもう頭のほうから回っていたんですか。4月から今の体制で来ているんですか。

○ 田中生活環境課長

4月から50名の臨時職員が必要になるというような形で回していったんですけれども、年度の途中で、先ほどちょっと申し上げた病気でお休みになったりとか、やはり8人ほどの退職があって途中で入れかえていると、そういった形でやっぱり常時1人、2人欠勤状態が続いていたわけですがけれども、この秋口になりまして病欠の方もお戻りになりまして、今のところは全て埋まっているということです。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 川村幸康委員

関連するんやけど、その新総合ごみ処理施設にもう来年、1年後にスタートしていくのに、人手不足ってよう聞くやん。環境部でも人手不足というのは感じておるの。単価を上げたり何かしておるんですか。例えば、よく新聞に載っておるのでは、単価を少し上げて雇用しておると聞くんやけど、そういうことはどういうふうにしておるのかなと思って。

○ 田中生活環境課長

労務単価につきましては、人事課というか総務部のほうで物価スライドに応じて上げているということや、例えばちょっと人の入れかわりがあるというようなことについての単価アップ等は現在やっておりません。

○ 竹野兼主委員長

やっていない。

○ 川村幸康委員

単価アップはしていなくても人は雇用できているということでもいいんですか。

○ 田中生活環境課長

ハローワークにかけますと人のほうの雇用はできるんですけども、川村委員がおっしゃるようにやはり人手不足というのを感じるのは、やはりどうしてもちょっと入れかわり、例えばもっといい職場が見つかったとか、そういった形が出てくるとちょっと入れかわっていくというような部分で、先ほど8人と申しあげましたけれども、そういった部分が出ているというのはちょっと感じておるところです。

○ 川村幸康委員

だから、結局人をどう確保するかって結構この間も見ておると大変みたいやで、先に手を打っておかんと、おらんだで皆さん方が行くというわけにもいかへんやろうでさ、そこ

らの見越しは少ししておいたほうがええんと違うかなと私は思っておるもんで、物価スライドに応じでどれぐらい総務部が上げておるのは知らんけど、知っておるの、どれぐらいの賃金を上げておるか。

○ 竹野兼主委員長

答えられますか。

○ 伊藤廃棄物対策室長

臨時職員さんの賃金単価につきましては、人事課さんのほうで物価スライド、例えば10円とか20円という形で全体として上げていただくことはございます。ですので、我々としてそれを上げるということはないんですけれども、そして、あと、何とか前倒しみたいな形での確保ができないかというご意見かと思うんですが、それに関しましては、8月定例月議会で少しお話ししたんですけれども、4月1日から人を雇用しようと思うに当たって、皆さん、どこの企業さんでも採用したい時期というのが重なると思うんです。ですもんで、ちょっと前倒しでうちのほうも面接とかを行って、4月1日やのうて、3月の末ぐらいから来ていただく、それで、その間は若干人がかぶる部分はあるんですけれども、その期間に次の人の研修をやってしまっ、それで、4月1日から皆ばりばりに仕事ができるようにというふうな形で若干の前倒しということでの対策というのは打っておるところなんです。ただ、前年度も要は建設業界さんのほうに流れているような節があつて、うちのほうへ来ていただくのが若干、もとのハローワークさんから申し込みをされる方の数が若干減ったかなというのには正直感じておるところです。

○ 川村幸康委員

だから、あくまで臨時職員は臨時なんやで、そこで対応するんと違うやろうで、少しくまろく労務管理ができておれば上手にいくんかなと思うと、どこでやると一番効率よく、一番タイミングよく来てもらえるかということは、役所も少し考えたほうがええんかなという気は、やたら今、臨時職員やらそういうので手当てしておるけど、もうちょっとそんならんようにしたほうが結果的にはええのかなとは思っておるんやけどな。

○ 竹野兼主委員長

意見ということによろしいですか。

○ 川村幸康委員

だから、こういうことになるんやろうと思うで、臨時職員の、今回やと減額補正やけどな。そこら、やっぱりきちっとやったほうがええんと違うかなという、何か目的か算段があるんやったら。雇用するところをもう少し工夫するのか、毎年やろう、これ、最近。

○ 田中生活環境課長

このような減額についてはここ二、三年出ております。

○ 川村幸康委員

そうやろう。あかんという話ではなくて、出るものは仕方ないという見方もあるんやけど、特に来てくれと行ってすぐ来てもらえるものでもないときに、その分、高どまりするわけやわな。だから、それをどうやって来てもらえるようにしておくかというのを、日に日に多分、ことしよりまた来年のほうが私ひどくなるような気がするのな、ここ5年ぐらいは。そうすると、何か対策しておかんと、ちまたのうわさでもまんざらでもないけど、やっぱり東京オリンピックやるまではずっと人手不足は慢性的になるとか聞いておると、それこそ、なかなか確保のほうがえらなってくると同じお金でやってもらえやんようになってくるわけやろう、極端なことを言うと。そうすると、やっぱりそれは何か事前にきちっとした計画と準備をすると、せんでもええ予算措置やなと思っておるもんで。

○ 竹野兼主委員長

人材確保のための方策をしっかりと考えていっておく必要があるというご意見でよろしいですか。もし何か、今言われるみたいに人事課のほうでということらしいので、強い意見ということで、川村委員、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

よろしい。

これは環境部で雇うわけでしょう。そこが苦手なんやったら、ここでしかできやんのか、環境部でやるべきことなのか、全体的に、どこも人がおらんとおるので、今、都市

整備部でも。

○ 須藤環境部長

確かに労務職の確保というのは非常に今、ほかの業種との人手不足というのにかぶって我々苦勞しておるところでございます。ただ、四日市市の中で、民営化ということも進みつつある中で、労務職の雇用というのはほとんど私ども環境部、特に臨時職員という形で雇用しておるのは私どもでございます、あとは上下水道局のほうでも若干の労務職というのは抱えてございますが、臨時的に雇用するということはなかなか少のうございますので、私どもがメインの部という形になってございます。

そんな関係でそういう労務職の臨時職員の雇用というのは環境部がいろいろ工夫してやっていくという形になるのかなというふうに考えてございます。

一方で、平成28年度から新総合ごみ処理施設も稼働するというところでございまして、そこには再任用職員、臨時職員というのも含めて、正職員は20名ございまして、そこが新しいDBO形態で新日鉄住金エンジニアリングのほうでの雇用という形になってまいりますので、そこでの若干の人間が出てくるところは期待しておりまして、正職員のほうもそこから配置転換されるという者も生まれてまいりますので、平成28年度は若干、余裕ができるのかなというふうには考えてございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

まあ、意見で。全般的に見ておって、臨時職員さんを含めた人手不足で困っていますわという話は現場へ行くとうまく聞くべき。工業系の生徒を頼んでも来てもらえませんかとか、物すごく聞くべき。やっぱり何か違うことせんとあかんのやろうなと思って、誰やったか頼みに行けさと言ったわね、学校まででも、進路指導のところへ。何かせんとあかんのと違うんかなと思うので、それは少し、紙を配ってくださいという募集以外にも何かしたほうがええんと違うんかなというふうに私は思っておるでな。

本当にこの5年ぐらいいらいに多分、人を雇うのは。本当にえらいに、これ。あんたら、甘く見ておったら絶対あかんと思うわ。そんなん、ネクタイ外して、作業服着てちょっと

行ってくれと言われるに、ちょっとあそこ、人、きょうは休んだでとって。本当になるよ。

○ 竹野兼主委員長

というご意見で。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費中関係部につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費中関係部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

それでは、付託議案についてお願いいたしたいと思います。

議案第74号 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第75号 四日市公害と環境未来館条例の制定について

議案第77号 土地の取得について

○ 竹野兼主委員長

議案第74号四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、議案第75号四日市公害と環境未来館条例の制定について及び議案第77号土地の取得についての一括説明をお願いいたします。

○ 人見環境保全課長

まず、議案第74号についてでございますけれども、議案書の99ページでございます。それと、提出議案参考資料追加分というのがございます。こちらのほうの1ページから4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こういった追加分というやつ、よろしいでしょうか。

この四日市市立公害健康被害者みたき保養所につきましては、今般、いろんな事業の再構築とか、あるいは施設の老朽化に伴いまして、この3月末日をもって廃止しようとするものでございます。

こちらのほうの追加資料のほうにつきまして、その概要等についてご説明させていただきます。

まず、1ページのほうごらんください。

みたき保養所でございますが、開設の経緯といたしましては、昭和48年に公害認定患者さんの生活補償、こちらのほうを目的といたしまして財団法人の四日市公害対策協力財団が企業からの出資により設立されたところでございます。

そのあと、国のほうで公害健康被害補償法が施行されまして、こちらのほうでかなり補償制度のほうが充実されました。それに伴いまして、昭和53年にはこの財団、解散するこ

とになりました。解散に当たりまして、四日市公害認定患者の会から保養所の建設、こちらのほうの要望が出されまして、財団のほうから4400万円、こちらのほうが四日市市に指定寄附がなされまして、昭和54年4月に建てたものでございます。

概要でございますけれども、構造が鉄筋コンクリートプレハブ造の2階建て、和室、談話室、いわゆるリハビリテーション室となっております。

面積等はごらんのとおりでございます。

建物の現況でございますけれども、3ページのほうにちょっと写真をつけてございますけれども、雨漏りとか床の腐食あるいはひさし等が亀裂しておるといふようなところの老朽化が見られておるところでございます。

場所につきましては、西浦保育園の少し東、久保田二丁目になりますけれども、こちらのほうにございます。

2ページのほうに、みたき保養所を活用した事業の変遷ということでございます。

ちょっと文章等で書いてございますが、具体的には4ページのほうに大きな流れのほうを書いてございます。みたき保養所を活用していた事業としましては、この中で二つ目のリハビリ教室と、3点目の親子健康教室についてでございます。

まず、リハビリ教室についてでございますけれども、認定患者さんのほうを対象といたしまして療養指導とか、あるいは機能回復、そういった実技の指導を平成3年度までみたき保養所で行っておりました。そして、平成4年度からは総合会館ができたことに伴いまして、みたき保養所と両方でやっておったというようなところがございます。

平成11年度には、三重北勢健康増進センター、ヘルスプラザのほうができましたもので、そちらのほうで平成11年度、平成12年度とやりまして、さらに平成13年度から総合会館のほうでやっておったと。平成19年度から、そのほかに県民の森等でやっておりました日帰りリハビリ、こちらのほうに包含したような形で、現在は日帰りリハビリとして実施しておるところでございます。

それと、親子健康教室についてでございますけれども、認定患者さんの児童、それと、その保護者の方を中心にいたしまして平成5年度までみたき保養所を利用して健康回復等を目的といたしました医師による講話あるいは実技指導のほうを行ってまいりました。

また、平成6年度からは総合会館のほうへ会場を移しまして、その後、平成11年度からは認定患者さんだけではなくて、市内の未就学児とその保護者、そちらのほうを対象といたしましてアレルギー健康診査として、ぜんそくに加えまして他のアレルギーに対応した

指導を総合会館で実施しているところでございます。

また、そのほかにも児童向けとしては、平成18年度から小児ぜんそく等の講演会あるいはぜんそくの症状等をコントロールを目指しますチャレンジ・デイキャンプというのを平成25年度からやっているところでございます。

みたき保養所については以上でございます。

次に、議案75号四日市公害と環境未来館条例の制定についてということでございます。

四日市公害と環境未来館については、この3月21日に施行させていただきます。それにあわせまして、……。

(発言する者あり)

○ 人見環境保全課長

ごめんなさい。議案書の101ページと都市・環境常任委員会資料というものがあろうかと思えます。その1ページ、2ページと、あと、済みません、その前に提出議案参考資料というのがございます。そちらのほうの12ページ、3点でございます。済みませんでした。

まず、101ページのほう、条例でございますけれども、3月21日に施行しますということと、あわせて四日市市環境学習センターのほうを3月20日をもって廃止させていただくというような条例でございます。

四日市公害と環境未来館がオープンした暁の管理運営等について、こちらのほうの都市・環境常任委員会資料といったものでご説明させていただきたいと思えます。

1ページのほうごらんください。

まず1点目が開館の概要についてでございます。

オープン予定日が3月21日、土曜日でございます。休館日といたしましては月曜日、ただ、月曜日が休日に当たるときは火曜日、また、火曜日がさらに休日の場合は水曜日というふうになっております。それと、年末年始の12月29日から1月3日、あと、市長が特に必要があると認める日。開館時間は午前9時半から午後5時まででございます。

オープン予定日は3月21日でございますけれども、それに先立ちまして、3月18日、19日の両日に内覧会のほうを実施したいというふうに考えておるところでございます。

入館料についてでございます。常設展示、活動室、ともに無料でございます。駐車場に

つきましては、現在、JAパーキングのほうで2時間の無料券を配布予定でございます。

主な業務といたしましては、公害、環境に関する資料の収集等、環境学習の実施、環境活動団体の支援についてでございます。

管理運営につきましては、管理運営体制といたしまして展示開設に環境学習、環境活動団体支援、施設案内、警備等の体制につきましてはそれぞれ書いてあるとおりでございます。

また、四日市公害と環境未来館協議会ということで、こちらのほうの運営に対しまして広く意見を聞くために学識経験者あるいは四日市公害の関係者、環境活動団体等で構成する協議会を要綱で設置する予定でございます。

管理運営体制の詳細、細かいところにつきましては2ページのほうに書かせていただいたとおりでございます。

また、現在の進捗状況についてでございますけれども、現在、建築の改修工事のほうを終えまして、展示造作のほうに移行しているところでございます。

参考資料ということでもう一つちょっと資料をつけてございまして、申しわけございません。（仮称）四日市公害と環境未来館進捗状況という参考資料についてでございます。

○ 竹野兼主委員長

写真がついておるやつ。

○ 人見環境保全課長

こちらのほうの1ページのほうをごらんください。

1ページのほうをごらんいただくとおわかりになりますように、一部、壁面のほうに背景が張りつけられているというような状況です。それと、展示物につきましては、現在、それぞれ工場のほうで制作しておるところで、搬入については年明けのほうを予定いたしておるところでございます。

また、現在は、特に展示に使用します映像の編集などを中心に行っておりまして、着実にその準備を進めているところでございます。

この3ページ以降に平面図あるいは立面図のほうを添付させていただいておりますので、またごらんになってください。

私のほうからは以上でございます。

○ 田中生活環境課長

続きまして、土地の取得議案についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、107ページ、108ページです。

そちらのほうに契約相手方の面積、取得価格、相手方住所、氏名等を書いてございます。

また、提出議案参考資料につきましては14ページに記載しております。

説明につきましては、先ほど見ていただいております都市・環境常任委員会資料、四日市公害と環境未来館の管理運営についてのその次の3ページ以降に、詳細をまとめてございますので、そちらのほうでご説明申し上げたいと思います。

よろしいでしょうか。

南部埋立処分場の第3期埋立地用地の取得についてということで、当初予算のほうで1億2000万円というような形で上げさせていただきまして、こちらに記載してございますけれども、大規模震災の対応というようなこともございますし、現在、その土地についても、4ページのほうに購入すべき部分の図面が載っております。

もう既に道路部分として活用していたり、事務所が建っていたりというようなことで、既に借地もしながら進めている部分もあると、そういったこともございまして、先般の議会でもこの第3期埋立地の整備そのものは現状のままでいけば50年ほど先送りできるというようなことではございましたが、その間、道路部とか、そういうところはずっと使い続けていかなければならない、それから、残り3万㎡というようなことを記載してございますが、3万㎡といたしますと、1世帯にしますとLサイズのごみ袋2袋程度ということで非常に少のうございまして、現在言われておる南海トラフ巨大地震とか、ああいったものになってきますともうそれではとても足りないというようなこともございまして、この未整備の第3期埋立地を取得するというところで予算をお認めいただいたところですが、今回、その地権者3名との下契約が整いましたので、今回上げた次第でございます。

そちらのほう、3ページでございましてけれども、取得する土地の面積等では、2万6825.69㎡、契約相手方は3名でございまして。取得価格1億1929万3000円余ということでございまして。位置図につきましては、この南部埋立処分場で、この第3期埋立地の部分に該当しまして、4ページのほう、囲みでございましてけれども、その購入すべき部分を記載してございます。

それぞれ、左側の下のほう、それから右側の下のほう、そういった大きく一筆と、一体

というふうになっていまして、3件の地権者から購入となっております。

そして、続きまして、5、6ページのほうでございます。

そちらに、それぞれの取得予定地の番地ごとの地目、地積、買収面積、単価等、こちらの部分に関しましては、基本的は平米当たり4440円でございます、道路に非常に近いところ、4ページの図面でいくと左下というところについては道路に近いということで4660円となっております。

この鑑定価格につきましては、こういう財産審査の規則というようなことで2社で鑑定をとっておりまして、その差が10%以内ということになりましたので、その2社鑑定の平均というのをとらせていただいて、この4440円は決定したというところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言を願います。

○ 加納康樹委員

議案第75号に関して簡単に二つお伺いをします。

まず、議案第75号の条文に関してなんですけど、第6条、102ページですが、これちょっと言葉として教えてほしいんですけど、第6条のところで館資料の熟覧というのはどういう程度のことをいうのかということと、熟覧をしようとするのに、市長の許可を受けなければならないというのはどういうことを想定されているのか教えてください。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

一部の資料につきましては、収蔵庫におさめられておるものがございます。その収蔵庫のものを出して、見るときにつきましては、そう申していただいて、申請をいただいて、見ていただくという形になると思います。

○ 加納康樹委員

それは、第6条じゃなくて第7条とかの意味ではないんですか。今おっしゃったのが熟覧ということの意味合いなんですか。

○ 竹野兼主委員長

今、加納委員のほうからは熟覧というのはどういう見方なんだという質疑やったと思うんですけど。

○ 竹野兼主委員長

どなたが答弁されますか。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

申しわけございません。

収蔵庫に収めてあるものは通常、資料は外に出してございません。そのものについて、特別に許可を与えて、見せるということを熟覧というふうに書かせていただいております。

○ 竹野兼主委員長

そういう意味か。

○ 加納康樹委員

わかりました。それが熟覧だということなので、市長の許可を得ないと当然、出ないという、そういう流れでよろしいですか。

あともう一点、お伺いしたいのは、関連するところで、きょうの配っていただいた参考資料の進捗状況の中というのか展示造作のところで確認だけしたいんですが、一遍この委員会で発言したことがあると思うんですけど、産業の発展と暮らしの変化の中ぐらいかなと思うんですが、この中にオーストラリア記念館があって、市が潰したんだよというくだりは入るんでしょうか。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

市が潰したよということは記載ございません。

ただ、オーストラリア記念館についてはやはり四日市の方にもわかりやすい説明ということで、壁面のほうに、4ページの右上部というか、そこに、背景に書かせていただきました。

○ 加納康樹委員

何らか、写真だけじゃなくて記述もあると、説明書きがあるということによろしいですか。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

説明書きはございません。

○ 竹野兼主委員長

ございません。

○ 加納康樹委員

説明書きはないんですか。まあいいです。多分、2月定例会議会で潰したやつの収益が多分、歳入で上がってくると思うので、そこで徹底的にやります。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 中村久雄委員

1点だけ。管理運営についてというところで、協議会ですけど、四日市公害と環境未来館協議会、この建物が博物館と一緒になるということで、ここの協議会の中のメンバーで、博物館の関係者も入って、全体としてのコーディネートも考えていかれるんでしょうか。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

メンバーにつきましては、今、検討している最中でございますので、よろしく申し上げます。

○ 中村久雄委員

館、建物、全体のこともやはりコーディネートするということがあると思うので、そういう関係者もぜひ入れてやってください。意見です。

○ 竹野兼主委員長

要望で、意見で。

他に。

○ 川村幸康委員

みたき保養所を潰した跡は、具体的に廃止してから多分、更地に戻して何かするんやろうけど、何かめどはついておるんです。

○ 人見環境保全課長

まだ現在、具体的には決まっておられません。

廃止した後、更地にして売却等も考えていかなきゃならないとは思っておりますけれども、まだ現在、具体的に内部的にそこまで詰まったわけではございません。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

空き家のアンケート調査でここも上がっておったでというのほうそやけど、そうならんように。行政が今、都市整備部は空き家を何とかなくして、また、活用していこうとするんやで、役所の建物が空き家か何かで放置して老朽化になるということのないように、もう廃止を決めたんなら、次の手はもう本当は考えておくべきやに。いみじくもさつき休憩前までそれをやっておったんやで。

○ 須藤環境部長

環境部としては、この跡地の活用のちょっと見通しを持っていないということで、全庁的に活用方策があるかということのを投げて、それで、活用方策を考えていきたいということを考えております。

ただ、このような住宅地の中の、また、住宅地みたいな形状をした場所でございますので、なかなか市のほうで活用するということの見通しは薄いのかなというふうな予想も持っております。

そのような場合には、建物は除却して、売却というようなことも視野に入れて検討して

まいりたいというふうに考えています。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他に質疑もないようですので、討論に移ります。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第74号四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第75号四日市公害と環境未来館条例の制定について及び議案第77号土地の取得については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第74号 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第75号 四日市公害と環境未来館条例の制定について、議案第77号 土地の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

15:15再開

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

時間になりましたので、休憩を解き、その他の項について、報告のほうについて移っていきたいと思います。

平成26年度四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業について、公益財団法人国際環境技術移転センターあり方検討事業費について、新総合ごみ処理施設稼働に伴う地元対応について及びスライド条項の運用について（新総合ごみ処理施設建設工事）の報告4点についての一括報告をお願いいたします。

○ 人見環境保全課長

次は、こちらの資料、都市・環境常任委員会資料（報告）と書いた資料でございます。

こちらへ基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページのほうをごらんください。

平成26年度四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業等についてでございます。

この事業についてでございますけれども、今年度、当初の予算額を上回ります募集がございました。その一方で、同じく地球温暖化対策事業でございます四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業、こちらのほうの応募が当初予算額を大きく下回るというような見込みがございます。

そうしたことから、この四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業のほうから四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業のほうに予算を流用いたしまして対応いたしたいということでございます。

平成26年度の応募の見込みについてでございますけれども、家庭用が、当初が300件900万円に対しまして、1回目、2回目の応募を行っておりますけれども、最終的に450件ぐらいの応募のほうがあるのではないかと、予算の過不足といたしましては約450万円ぐらい不足するのではないかと考えているところでございます。

次に、中小企業用についてでございますけれども、当初予算額1億円でございましたけれども、第1回の応募が2477万円、第2回の応募で4000万円ということで、予算の過不足

といたしましては、トータルで4000万円ということで、予算の過不足といたしまして6000万円の予算が余ってくるのではないかとということでございます。

そうしたことから、同じ目的でございます中小企業用から家庭用のほうへその不足分を補いたいということでございます。

過去の実績についてはごらんとおり、下に書いてある参考と、そちらのほうに記載させていただいてあるとおりでございます。

次に、2ページのほうをごらんください。

国際環境技術移転センターあり方検討事業費についてということでございます。

こちらにつきましては、昨年度も今年度予算の議論の中で、いろいろご議論いただいたものでございます。

本市が国際環境貢献あるいは環境ビジネス、こちらのほうの支援を推進していく上で、ICE T Tの効果的な活用が必要であろうといったことから、平成25年度に三重県雇用経済部とともに有識者あるいは県、市の行政職員、うちのほうの職員は政策推進部長と環境部長でございます、そちらのほうからなりますICE T Tの活用等に関する検討会議を設置いたして検討を行ったところでございます。

この検討を踏まえまして、ICE T Tのほうが平成25年度に中期経営計画、平成26年度から平成30年度の計画でございますけれども、こちらのほうでの国際環境ビジネスなどの収益性のある自主事業の具体的な展開等を盛り込む旨、評議委員会等を通じて提言したところでございます。

主な経過といたしましては記載のとおりでございます。

今後の方針といたしましては、まず、今年度でございますけれども、毎年実施しております天津セミナー、こちらのほうを国の環境省のほうの枠組みを活用いたしまして拡充してICE T Tの一層の活用を図ったと。

ちょっと、今後の方針と書いてありながら、ちょっと過去形になっております。申しわけございません。

また、8月にはICE T Tのほうを事務局といたします三重県と四日市市の担当者による連絡協議会、こちらのほうを設置いたしまして、今後の事業の展開等について協議等を行っているところでございます。

今後とも、引き続きましてICE T Tの活用等について各関係機関との情報共有を図りながら、いろいろな検討を行っていきたいと考えておるところでございます。

3 ページのほうが I C E T T の活用等に関する検討会議の委員の名簿でございます。学識経験者 4 名と四日市市の職員 2 名、それと、県のほうの職員 1 名の合計 7 名から組織されております。

4 ページが I C E T T の中期経営計画の概要ということでちょっと添付させていただいております。説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○ 田中生活環境課長

続きまして、新総合ごみ処理施設稼働に伴う地元対応についてということで 5 ページ、6 ページをご説明させていただきます。

先般、こちらの都市・環境常任委員会においてもこの新総合ごみ処理施設の稼働も 1 年余りのちに控えておりまして、今後のスケジュール、さまざまな分別区分の変更などのスケジュールとか、諸問題について適宜、進捗状況を報告するようというふうなご意見もいただいておりますので、その辺の状況のご報告をさせていただきます。

こちらでございますけれども、新総合ごみ処理施設が稼働するということになると、既にご説明しておりますけれども、この 1 点目、分別区分の呼称及び変更というふうなところで、この廃プラスチック類、靴、靴底がプラスチックでございますとか、縫いぐるみ類が、現在は燃やさないごみというふうになっておるところですが、そちらを燃やすごみのほうに変更するということになるわけでございます。

そして、燃やさないごみ、粗大ごみというふうな形でございますけれども、主にどんなものかという、ベビーカー等の金属類を含むごみとか、袋に入らない大きなごみと、そういったごみが中心になってくるというふうなところでございます。

そして、今回、資源ということで、小型家電や蛍光管といったものも新たに資源に含んだ形で資源化の促進を進めていきたいというふうなことがございます。そういったことを今後、地元対応というふうに書かせていただきましたけれども、本当に各自治会、個別の自治会から区民、そして、ひいては市民と、そういった本当に一人一人に対しての丁寧な説明が求められるというふうなことでございます。

そして、2 点目でございますが、その周知、啓発のスケジュールでございますけれども、今回、分別区分の呼称及び変更等につきまして、まず、基本的な考え方をこの年明けに平成 27 年 1 月になりましたら地区連合とか、自治会に対しまして、この変更をやっていきま

すよというようなこと、それから、あとでもちょっと申し上げますけれども、ごみ集積場のほうがやはり少しプラスチック類が週2回の可燃ごみに入ってくるということになりますと、やはりちょっとごみのかさがふえてしまうよというようなことでして、その辺のアナウンスを入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

そして、夏場になりましたら、まずは地区回覧等で分別の変更のアナウンスをしていきまして、秋になりましたら市民対象に分別の説明会、これは地区市民センター等へ行ったり、地区に応じて、例えば集会所でやってくれというようなお話も来ると思いますが、そういうところに出て説明に回りたいと考えております。

それから、冬になりましたら全世帯ということなんですけれども、ポスター、いろんなところ、私どもごみ減量リサイクル推進協議会でスーパー等ともいろいろ協議、いろいろ連携して対応していますが、そういったところにポスターを張ってみたりとか、それから、各世帯にごみガイドブックというのをお配りしておりますけれども、そういったもので説明に回るということ。それから、平成28年2月、もうこれは直前になってきますが、広報よっかいち、それから、収集日程表の配布の中にも書き込みますが、その中にも、例えば、チラシ等、わかりやすい形で配布していきたい、そのように考えています。

この配布に当たりましては、いわゆる事業者の方も当然でございます。そういった企業の方や、それから、ごみを収集している運搬事業者と、そういった方へも周知の説明会等々をやっていくと、このように考えておるところでございます。地区へ出ていくのが具体的には夏じゃないかというようなお話でございますが、やはり余り早くこの分別を説明してしまいますと、どうしてもプラスチック類とか、毎日の日常のごみ生活で出したいという思いが強うございまして、先取りされてこの新しい分別へシフトされる方がみえると思います。若干、最近のごみ質を見ていますと、やっぱりちょっとずつまじりが出ているような傾向もございますので、やはり夏ぐらいからやっていきたい、そのような考えでこのスケジュールを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、こちらのごみの分別につきましては、6ページのほうにちょっと絵を描いてございますけれども、やはり主に大きく変わるのが可燃ごみというようなところで、プラスチック類が週2回のごみ収集に入ってくるというようなところが大きなポイントになってくるというところと、あと、資源というところで、右上のほう、蛍光管とか、小型家電という品目をつくっておりますけれども、そういった形で、小型家電については法律もできてございますし、蛍光管は水銀に関する水俣条約というようなことにもございますの

で、それに対応して適正なりサイクル進めていくという考えで、このようなイメージ図をもとに、地元へ丁寧に説明に行きたいなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、3点目でございますけれども、先ほど少し申し上げましたが、廃プラスチック類を燃やすごみ、今度は可燃ごみと呼びたいなと思っておるわけでございますけれども、ごみかさがおおむね3割程度ふえることになると思います。こちらは、今、従来ですとLサイズの大きな袋に少しふかふかとした状態でごみを出されると思いますが、それが1袋ぱんぱん程度になるというようなことでございます。

こちらにつきまして、同じようなごみの出し方をしているようなところもちょっと調査に行ってきたんですが、やはり1袋ぱんぱんというような状況でございました。3割程度増加するというふうなことでございます。

このごみ集積場の状況でございますけれども、燃やすごみ専用集積場というのが市内に約400カ所程度ございます。300カ所ほどは路上にネットを置いておるだけ、あとはマンション等でちょっと場所をつくってやっているところ、それから、路上等にボックス等を置いている箇所が870カ所ございます。あとは、燃やすごみ、燃やさないごみの共用でやっているところが1100カ所、燃やさないごみ専用が600カ所というようなことでございますが、ちょっと特に問題となってくるのが燃やすごみ集積場で路上等にボックスを置いているところがちょっと問題になってまいります。

これはどういうことかといいますと、ちょっと場所が狭いとか、例えば、水路に非常に近い、裏側が田んぼとか、例えば水路になっていると、ボックス等で置いておかないと、ごみの下へ落ちて、隣へあふれていって落ちたりというようなことで、地元のほうで工夫されて、こういったボックスを置かれているんですが、やはり、そのほうで私も全部の置き場の写真をとったり調査をかけたんですけれども、そのボックス等でやはりもう既にあふれてしまっているところがあって、カラスに荒らされたとか、そのようなところがあるわけございまして、それらについて、やはり地元からも私どもにもう声が寄せられていて何とかしたいんだというようなお話もいただいている中で、こういったボックス等がメインになってきますけれども、現在そこには燃やさないごみについては7万5600円の支援を行っていますが、燃やすごみの集積場につきましてはごみネットの支給のみとなっております。

ただ、こういう自治会独自のボックスの集積場で、先ほど申し上げましたように拡張等が必要ということになってまいりますと、やはりこれについても何らかの支援が必要なの

ではないかというようなことで、ここに対する補助制度を平成27年度予算に盛り込みたいなど考えております。

こういったことも考えながら地元の置き場も環境整備しながら新総合ごみ処理施設の稼働に備えていきたいと、そのような考えを持っておるところでございます。

一応、分別区分の今後のスケジュール、それから、課題となっている点としてごみ集積場の問題があるということで、それに対する対応をしていきたいということでご報告させていただきます。

説明は以上です。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課副参事

続きまして、7ページになるんですけども、スライド条項の運用について、新総合ごみ処理施設建設工事というところでご説明をさせていただきます。

昨今、東日本大震災の復興工事に端を発しまして、労務単価や建設資材がかなり急激に高騰しておるという状況を受けまして、契約時点の価格と現時点での価格がもうかなり実勢価格がかなり開きが出ておるというところで、契約条項の中にもこれは規定はされておるんですけども、請負代金額が不相当となった場合は、請負代金額の変更を請求できるというような条項が設けてございまして、今回、それに基づきましてのスライド条項を運用していくということになります。

これにつきましては、また、平成26年の2月に国のほうからもスライド条項の適切な運用を図るよとということに要請もなされてございまして、全国的にも各自治体さんがスライド条項の運用というのを適切にされておるというところがございます。

本市においてもこの平成26年2月からスライド条項の運用を適用するということで決定をございまして、本新総合ごみ処理施設整備工事につきましても同等の扱いでスライド条項の適用を図るというものでございます。

契約内容につきましては、1番でございますが、工期といたしまして平成24年10月5日から平成28年3月31日という工期を設定してございまして、現在約2年ちょっと済んだ状況でございます。

契約金額といたしましては約140億円、契約相手方につきましては新日鉄住金エンジニアリング株式会社となっております。

続きまして、8ページになるんですけども、こちらインフレスライドというものにつ

いての説明になるんですけれども、まず、対象となりますのが、この平成26年2月1日に大規模な労務単価の改正がございました。こちらを受けて、これ以前に契約しておるものについてがまず対象になるということ、それと、基準日、こちらは受注者側から請求があった日を基本的に基準日となるんですけれども、これが本件の場合、本年6月25日になりまして、残工事が2カ月以上あるものについてが対象になるということで対象工事としております。

それから、単価の実際のスライドの対象となるものについては、6月25日以降に残っておる残工事に対しての資材や労務単価等のものが適用になるということになります。

あと、インフレスライド、こちらの制度につきましては、単純にそのまま上がった価格がそのままスライド額に反映するというものではなくて、受注者によるご負担というのを求めるような制度になっておりまして、こちらが建設業者の経営上、最小限度必要な利益まで損なわないように定められた率というところで、残工事額に対しての1%は受注者さんの負担で賄っていただくということになります。

(4)にインフレスライドのイメージ図というのを設けてございまして、こちらが簡単な図になっておりますけれども、起点がこの真ん中ほどにあります請求日、基準日、これが6月25日になります。

こちら以前のものについては、もう既に出来高として認定しておりますので、スライドの対象にはなりません。それ以降に残っているもの、変動前残工事額、Bというところになるんですが、こちらについての単価の入れかえという形になりまして、こちらの単価を入れかえると変動額のこの差額Aというのが出まして、そこから受注者負担額のCというのを差し引いたもの、この斜線になっている部分になるんですけれども、こちらが実のスライドの額という形になります。

続きまして、5番の変動価格の算出ということで、こちらにつきましては、労務単価につきましては、公共の工事積算の労務単価というのはもう三重県が公表しておりますので、そちらの契約時点と6月25日時点の単価の入れかえという形になります。

あと、建設資材等におきましても刊行物等、通常の設計に用いるものの単価を入れかえておるということになります。

あと、そのほか、そういう積算単価に載っていないようなものにつきましては、日本銀行が公表しております企業物価指数、こちらを用いて変動率のほうを算出して計算しております。

3番の実際のスライド額、じゃ、幾らになるんだというところになるんですけども、こちら、実際にスライド対象となる残工事額につきましては約128億円、こちらが残工事として6月25日時点でまだ残っておるという金額になります。

これに対して単価を入れかえますと、大体変動するのは約10億円ぐらいアップするという形になります。そこから受注者の負担額、約1億3000万円ぐらいを差し引いたものに、今回、ちょっと消費税がまだ決まっておりませんが、一応、10%の消費税をかせさせていただいておりますが、それを計算させていただきますと約9億6700万円、税込みでこちらの価格が今回のスライド額として増額となる分でございます。

したがって、4番の変更後の請負代金というのは、今、約140億円の請負代金が、約149億円になるという想定をしております。

こちらにつきましては、今年度の補正という形ではなくて、来年度の当初予算という形で計上させていただいて、お認めいただいた後にまた契約議案として再度、上程させていただく予定でございます。

続けて、10ページから12ページにつきましては、そちらのスライドの簡単な明細となっております。下段がスライド前の額、赤字で書いてあるところがスライド後の額というところになっております。

あと、あわせまして、13ページが現在の工事状況ということで、今回も5月に現場のほう委員の皆様見ていただいたと思うんですけど、現在、地下の躯体のほうは全てでき上がっておる形になっております。それと、あと地下のプラント類も据え付けが完了しております。現在、焼却棟の鉄骨工事が立ち上がって、やっと地上部分に出てきたというところになっております。一応、稼働のほうも平成28年4月を目指して頑張っておるところでございます。

説明については以上となります。

○ 竹野兼主委員長

報告はお聞き及びのとおりです。

何かご質問がございましたら、ご意見。

○ 中村久雄委員

済みません、2点、お願いしたいと思います。

まず、四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業についてということで、今期の予算、見込みを300件と捉えておるんですけども、実績を見たら応募は500件近くあるんですけど、こういう300件にした理由と、それと、この交付要綱の中で四日市市中小企業エネルギー導入等促進事業みたいにやっぱり上限が設定されておったのかというのを教えてください。

○ 人見環境保全課長

300件の見込みですけど、下段に書いてございます過去の実績のほうを見ていただきたいんですけども、これまで家庭用のほうの応募、平成23、24、25年度と見ていただきますと575件、445件、415件と、また、交付についてもそういった形で推移しているところでございます、こうした実績を見ながら300件というような設定をさせていただいたところでございます。

あと、上限といいますと、1件当たりということで……。

○ 中村久雄委員

前の四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業では、枠が決まっていたよね。それで、募集がふえて、あとの方をどうするかという議論があったと思うんですけど、今回も当初予算で900万円予定しておったと。たまたま中小企業用が余ったのでそれを流用したいということでしたけど、これ中小企業用がいっぱいやったら900万円で切っておったのかどうか、それを最初の要綱の中に、予算があるので応募多数の場合は抽せんでやりますよとかいうのがあったのかどうか。

○ 人見環境保全課長

家庭用のほう、もし募集に対してまして応募が多ければ抽せんというような条件はつけてございました。

また、当然、中小企業用のほうが見込みが多ければ、もう家庭用のほうは300件でもう切っておったというようなところでございますけれども、中小企業用のほうが多分そこまではいかないだろうと、たくさんの予算が残るだろうというところから、今回、目的といたしましては地球温暖化対策事業ということで同じ目的でございますので、中小企業のほうから家庭用のほうへ流用したような形で、家庭用のほうの新エネルギーの普及について

一層促進していきたいというような考えから今回流用させていただくというものでございます。

○ 中村久雄委員

ただ、平成23年度は575件応募があつて交付できたのは235件ということで、200件以上の方が残念やったなという形になったんですけど、今回はもう出したら出ただけ皆さんいただけるということになるんですよね。その辺の考え方だけちゃんと整理したほうがええのかなと思います。

○ 須藤環境部長

予算の範囲内で交付すると、多ければ抽せんするというのは過去からの要綱の考え方でもございました。過去には抽せんという形で行っております。ただ、過去は家庭用も中小企業用もオーバーしておつて、もう抽せんせざるを得んというような状況であつたわけでもございます。

今回、中小企業用につきましては、予算を計上させていただいた折に、いろんなご意見を伺つて、その要綱の部分では、少し条件を厳しくして運用させていただいたというような経過がございました。その時点で、中小企業用については、応募はかなり少なくなるだろうというような見込みがございまして、現状もそのとおりに来ておるといふようなことがございます。

予算としては、中小企業用も家庭用も一つの予算として予算に計上させていただいておるといふ中で、その区分を要綱で分けてやっておるといふようなところがございます。

予算の範囲内で抽せんするという事でまいりますと、中小企業用のほうが余つておるといふようなことがございますので、予算を有効に使うという面でも家庭用の皆さんには行き渡るほうがいいのかないかなといふようなことで、そのような運用にさせていただきたいといふことでございます。

○ 中村久雄委員

考え方として、家庭用も中小企業用も要綱として分けてあるけれども、予算はあくくりやと、だから、いけますよといふ考え方で理解しました。

あと、もう一点、ごみなんですけど、新総合ごみ処理施設稼働に伴う地元対応といふこ

とですけれども、これ、今現在の燃えるごみ、燃やさないごみを可燃ごみにしたら、一つのごみ袋の重量もぐっとふえますよね。この四日市既成のごみ袋の材質は生ごみとプラスチックでかさがいっぱいになって、それでもつのかなと。最近、おばあちゃんが運んでおる間に袋が破れて散乱するがあるので、ごみ袋の材質なんかは考えているのでしょうか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

ごみ袋に関しましては、かねてから裂けやすい、薄いというようなことで問い合わせもいただいておりますし、改善できやんのかというようなご意見も賜っております、おっしゃられるようにプラスチック類がまじってまいりますと強度というのが大変心配な要件です。

そこで、年明けから各認定事業者においてはもう少し強度を高める、それから、裂けにくい破れにくい材質に変更するように、規格を変えて流通させていただけるような段取りを今進めておるところでございます。

ですので、多少は、恐らく今までみたいに裂けてすぱっと破れてしまうというようなことは軽減できるというふうに思いますし、強度も高まると思います。ただ、値段がどうしてもその分かさんでしまう部分というのは否めないというふうには思います。

○ 中村久雄委員

重量もぐっと重たくなりますから、だから、袋のLサイズよりもMサイズのほうがええのかなと思いつつも、値段が高くなってきたらコストもかかるし、また、いろいろ検討してください。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 川村幸康委員

四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業の、行政上のやり方では別に補正予算を組んでどうかそんなのせんでも流用だけでええとは思ふんやけど、前々からこれって考え方が結構、議論になったところがあって、前のときやと1番目から100番目まで順番がつ

いたと。そのうち1番から22番までは予算枠があつてできたと。23番から100番をもう一遍やり直すという考え方を出示してきたり、それはおかしいとなつて、もう一遍23番、24番、25番、26番の順番でさせたんやわな。

その整備はしてあつたん。というのは、さっき中村さんも聞いておつたけど、限られた予算枠の中でやるわけや。当初からそうやっていて告知もしてあるわけや。決めてあつたけれども、現状を見たらそうなつたで予算流用するというときの公平感とか、そういうものあるの全部、きちっと担保されておるのかなと思つて。

変な話やぜ、入れてやりたい人が70番目におるもんで、70番目までとるといふ話ではないわけやろう。前はそういうことがあつたもんで俺はあかんと言つたんやけど、今度はそれはないんやろうなと思つて言うだけ。

○ 人見環境保全課長

そういった順番というのは今回ございません。

家庭用のほう、第1回募集が5月15日から6月6日、第2回を今募集しておりますけれども、順次、来た順番に受けておりますので、そういったことは一切ございません。

○ 川村幸康委員

ということは、逆に言つたらもう青天井で来るわけ。予算は超えていつてもつけていくわけ。

というのは、やっかいなのは、1回目募集したら、それは限られた募集で1回切つたやん。1回切るわな、それで。2回目これ募集するやんか。青天井ではないわけやろう。そのときをどう考えるかだけ、要るよ、きちつとしておかんと、まあ足りるやろうと思つておるけど、というか変な話、俺の知つておる人も入れたつてくれよという話の世界になつてきたときに、みんな入れたつたらえらいことになるでと思つておるもんで、俺は。

だから、この支援事業というのは、やっぱり限られた期間の募集期間があつて、そこで募集したら、それで一旦切らんと、だから、それは1回目の人も申し込んだ中にも、その期日に間に合わんでやめたという人がおるわけやわな、極端なことを言う。

そこらをきちつと、最初の周知のときにきちつとしておかんと、弾力的な運用やと言ふんやけど、支援事業なんか必ずそういう問題は出てくるで、須藤部長の知り合いの人が入れてくれと言つて入れたつたとか、そういう話になつてもあじないで、だから、交付要綱

というのはきちっと決まっておるとすると、交付要綱に基づいて、その手続に沿ってやっていかんと、後でややこしい問題、だから、前に揉めたやん、三、四年前。予算の枠で、23番目が1番目の権利者になるのかといったら、いや、それは決めていないで、もう一遍募集し直すとなったで、揉めたわさな。だから、そこらだけはきちっとどうなっておるの、なっておらへんの、それ。

○ 人見環境保全課長

前回、たしか中小企業用を補正するときに、平成24年度でしたかね、当初5500万円の予算に対しまして何件だったか……。

○ 川村幸康委員

50件ぐらい来たな。

○ 人見環境保全課長

それで、21番か22番までとって、それ以降については3450万円の補正を組んで、それに対して、もうご破算で再度募集して抽せんをするよというようなところで私どものほうからお示しさせていただいて、議会のほうからは、むしろ、そのときに補欠というような形で順番つけているのであれば、それでいくべきだろうというふうなことのご意見を頂戴いたしまして、実際そういった形での処理のほうをさせていただいたところでございます。

今回については、家庭用につきまして、第1回の募集、第2回の募集となっておりますけれども、第1回の募集でいう全て来た場合にはもう300件で抽せんというふうな形になっておったわけですがけれども、実際に300件も来なかったと、96件だったということから、第2回の募集、7月28日から始めさせていただいて、こちらのほうを抽せんとかじゃなしに、もう順次、来た順番にお受けさせていただくというふうなところがございます。

予算の限度についてでございますけれども、やはり中小企業用のほう、今後も応募が出てくると思いますので、そういったところを見計らいながら家庭用のほうにどこまで回せるのか、そういったところで判断していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

この間のときやったな、五十何番までの順番が決めてあって、22番目ぐらいまでが支援を受けられて、また、増額で補正予算を組んだときに33番ぐらいまでが救えたんやな、33番か34番ぐらいまでが。

そのときでもう何で3500万円なんやと、4000万円にしてくれたら38番目まで行くやないかという話があるとややこしい話やぞという話の賛否両論あったはずなんや、あのときに、支援事業は。

だから、最初の公募と受け付けのその交付要綱をいじるときはよっぽど考えやんとあかんのと違うんかなということをお前は言ったとおもっておるもので、今回の件でも、少なかったで、そしたら次の手を打つというのは悪くはないんやけれども、次の手を打つ中において、最初に決めてあったルールとどうなんやというところはきちっと一遍議論はしておかんと、300件の予定やったけど、96件やったでもう一遍かけましたと。かけた次450件は全部いきますわという話は、当初予算の300件と言っておったところと、それが、たまたま中小企業用が少ないでという話のご都合主義違うかなとも思ったりするところもあるし、もっと幅広く見たらええかなと思うけど、ただ、どこを見て、特に役所がやるやつはよっぽどそういう手続だけは整備しておかんと、柔軟といえば柔軟なんやけど、あつてないルールというものになるで、そこだけは、やっぱり俺はもう少したえ得る、これは報告だけでええんやろうけど、たえ得るような報告がもっと要るんと違うかなと思う。

○ 須藤環境部長

その点はおっしゃるとおりでございまして、今年度当初に要綱をこういうふうに見直したという時点で、ある程度、この辺は想定できておったことかなと。

900万円で足りやんようになるということも、ある意味よく考えたら想定できておったかなと。そのときに、要綱の中に全体として予算が余ればどうするか、こうするかと、多分、これだけ余るというようなことまでは想定されてへんだもんですから、中小企業用からもってくるというのは、恐らく想定外、したらあかんことやったかなというふうには思います。

ただ、今のここの時点になってしまうと、これだけ余ってくれば、家庭用、一般市民の皆さんに3万円という薄い補助金、これはやっぱり予算の中からやっぱり工面して交付すべきだろうと、年度末終わりのほうになったで、もうあなただめよというのは、やっぱりそういう運用はすべきでないなというような、運用の中でやっぱりそういうふう判断し

たところでございますが、その辺は当初からやっぱりきっちりしておかないと不公平なことが生じるすき間も出てしまいますので、これからきっちりとその辺はもう見込んで、こういう場合はこうする、こういう場合はこうするというのをきっちりと踏まえた上で募集をかけていくというふうにしてまいりたいというふうに思っています。

○ 川村幸康委員

一つは、そういう意味でいくと、私らのような議会へ報告するなり、中小企業用から家庭用に切りかえるというところの、面倒くさくても、報告とか何かは俺はすべきやったやろうなと思っておるし、もし、300件超えやんのやったらええと思うんやけど、300件を超えていくようなことやったらやっぱり議会案件と違うかなと。300件ということで多分認めたと思うもんで、勝手にそれ、行政側が300件の枠を超えて、中小企業用が少ないでってやっていくのは俺はあかんと思うし、ちょっとこれはいい悪いではなくて、手続的な整備でいくとちょっとフライングというかあかんと思うんやけどな。これを許すと、何でもありになるで、これから。

款項目でいくと、款はあかんとか言っておったけど、目まではええんやとか、節はええんやという話になると、内容も変えて、あれも変えて、何でもありという話にもなるころもあるしな。

意地悪で言うんと違って、ちょっとたがが緩むと、緩み過ぎておるで、これは、ちょっとおかしいんと違うか。だから、委員長からきちっとこれは申し入れをして、そなん、お金が余ったで使いますわという話と、もう一つ、初めから交付要綱で、家庭用は300件と決めてあったんやったら、そこらどうなんやという話だけきちっと確認をして、報告だけで済むことと違うと思うけどな、俺はこれ。

だから、ときどき言う、議決してきちっと認めていくということでいくと、報告ではないと思っておるもんで、俺は。だから、余分なこの、今度、見込みが450件、第1回が96件やったんやろう。200件ぐらい残っておって、450件来たということはあと150件ぐらいオーバーしていくわけやろう。当初から見ると。

それも中小企業用が余っておるんでええという話なのではないと思っておるんや。俺は、最初から、議会で議決したときのあれで言うと、確かに中小企業用は議論したさ。いろいろと要綱をつけたり、集合住宅どうだやとか、共有のところはどうやというのは当初予算でもめたと思うんやけど、そっちのほうを締めるとこっちに流れるというのは見えておっ

たけど、ただ、流れていったでとって、今度逆に300件の予定までを、予算というのはあくまでも予定論で、それを超えたら頭打ちか抽せんなんやで、そこが横の、幾ら一緒のあれという見方をしても、これ300件を超えていったところだとまりって俺は思うんやわな。超えていきたいなら超えていきたいで、もう一遍議会で議を諮るということはすることやったと思うんやけど、どうですか。

○ 竹野兼主委員長

これ、今、そうやって川村委員のほうから指摘されていますけど、この流用については、法的にだめという状況なんですかね。今、これ、報告というような形になっているわけですから、その方向でどうなんやという、進めていってもいいものなのか、これ、今言われるみたいに、本来でいう議会へもう一回戻すべきやないかという意見があれば、これは、要するに、内容としては実際したらあかんことをやろうとしておるという意味なのか、これは法的には予算が認められている、その中の部分であくまで流用なので、報告で済むべきものなのかという、そこだけちょっと確認だけさせてください。

○ 須藤環境部長

地方財政法上は、予算のこの目の中では流用するというのは専決事項としてできるというふうになっております。そのようなこと、当然、そういう中でしか我々は執行しませんので、できますが、ご報告させていただくのは、やはりこの事業については当初にいろいろご議論いただいたというようなことの中で、それなりの意味があって300件、900万円と1億円というような置き方でご説明しておりますので、執行の仕方がご説明させていただいた内容と変わってくるということについては、あらかじめ協議させていただくという形が一番好ましかったわけですが、何分、議会と議会のはざまで、もうオーバーしそやというような見通しが見えてきたというような中で、一旦とめて議会に協議させていただいてまた始めるとなると、その途切れた間の方はもう住宅の着工をしてしまうというようなことにもなってまいりまして、事前着工を認めておらんというような制度の仕組みの中では、一遍とめてしまえば、もうそれは終わってしまわざるを得んというような状況もございまして、後ほどご報告させていただく中で、継続して応募させていったというような状況でございます。

事前にお諮りしたかったというところは当然でございますが、そのタイミングがなかった

というあたりはぜひご理解いただきたいなというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

地方財政法上でいくと多分、予算の効率的な執行でいくと、議を諮らなあかん部分は額もあるけど、その内容で多分決めていくと思っておるんですよ、私は。そうすると、家庭用については300件ということで今年度はよしと認めたところがあるとすると、その枠を超えていくときは議決は要と思うんやわ。そうでなかったら、もう、何でも流用ありになると思っておるもので、あとは報告でええという話やわ。

さっきも加納さんが言っておったような、オーストラリア記念館を壊していったり何かするということも、最終的には報告だけでええという話でもう過ぎていく話と一緒に、壊すときはな、そうしたら。

いや、そうではなくて、つくったり何かしたときのゼロベースでのやり直しはないわけやで、何かがあってやっておるわけやで、そうするとやっぱりきちっとそれは報告をせなあかんし、報告の域を超えていくやつはやっぱりちゃんともう一遍諮り直すということだけは私はするべきやったと思うんやわ。

だから、これ、300件超えたのは俺はあかんと思うよ。気持ちはわかるよ。そうやけど、当初から皆さん方も、行政側も300件ということで頭打っておったはずなんやで、家庭用は、来たってどうだって。そこを勝手に中小企業用が少ないでといって200件ふやしたんですわ、予算余ったでというのは、ある意味、よう批判を招く使い切り予算やわな。予算計画からいくと。そこが少し、やっぱりそれはきちっと中小企業用のほうのかげんもあるけれども、応募数が多かったということで補正予算を組んで、300件という枠をもうあと現状から見ると倍の500件にしたい600件したいという話があって、理由も簡単やな、応募がこれだけ来ておるでという、現実からいくと、そこは俺絶対諮るべきやったと思うんやけど。

○ 竹野兼主委員長

川村委員のいろいろおっしゃられる意見も一理あるところはあると思いますが、中小企業用の場合、今回、申請するというか募集するに当たっての内容が少し変わってきたこともあって、当然この中小企業用の部分については、数値的にはアップーがあって、それを申し込む状況によっては金額が大きく変動するというのがこれまでの状況であった中で、

何でもかんでも川村委員が言われるみたいに全てのものを流用するというようなことについては当然、議会としては受け入れがたいのは当然だとは思いますが、この点につきましては、今のその時代の、部長が今、答弁されたように、そこでとどまる状況にあっては市民サービスの、せつかく環境に対してプラスになろうとする事業を進めていきたいという思いでの流用をお願いしているということですので、この場合につきましては、報告という状況の部分で、今後、何でもかんでもこういうことをやってもいいという意味合いでは、強く指摘されているところもあるので、その点は理事者側もしっかりと受けとめてもらっていると思うんです。

そのところは理解していただいて、報告案件ということもありますので、この点については、この程度でご理解いただけないでしょうか。

○ 川村幸康委員

委員長、理解するせんという話と違って、どうなんやという話だけなんやさ。

だから、市民サービスなので、来た分だけずつお金出したらええやないかという話やけど、予算で議会で議を諮るときは、限られた予算をどんだけでどんだけ分だけは予算で当初に決めた計画どおりやるわけやろう。そうやろう。

私らが認めた予算というのは、そういう意味からいくと、家庭用は300件やったはずやで、300件を超えていくのを中小企業用が少なかったで流用してもええのかという話は、地方財政法上ええと言うけど、一応、家庭用というのは300件で頭打ちしようというのが決め事やったんやで、それはやっぱり、意地悪で言うておるのと違って、それをもし行政が次、予算執行するときに変えていこうとするんなら、やっぱりそれはきちっとこの委員会に説明するか、きちっと議会でやっぱり諮らなあかんだと思うで、それは、この委員会だけで終わる話と違うもんで、やっぱりそれはきちっと、手続でいうと、私ら含めてみんなにそのときに報告すべきことやったはずやで絶対、これは。

もっと言うて、委員長の中では報告でええと言うんなら、別にまた、私ら言うていかな仕方がないし、委員長の考え方はそれでええと思っておるわけや。

でも、やっぱりそれは、きちとなあなあではなくて、やっぱりきちっと、押さえるところはやっぱり押さえていかんと、何でも頼んだらええんやみたいな話になるで、それとは違うよということをお私言いたいたいで。

○ 竹野兼主委員長

だから、何でも頼んで、このアッパーも全然問題なくずっと上げていくんだという意味合いではなくて、予算の過不足というところでいくと、中小企業用というのは、支援事業の部分のところでは大きく6000万円という、大きな減額をというのが出てくる可能性が高いという意味合いでの行政の考え方だったと僕は思っておりますので、その部分のところという弾力的な運用というのは、ある程度いいのではないかと、今、言われるみたいに私自身はそうやって思っています。

○ 川村幸康委員

弾力的運用と、300件を超えても使っていくというのは、弾力的運用ではないと思っておるもんで私はな、そこだけや。何でもいいなら、そしたらもう予算要らんやん。ニーズが出てきたら予算措置していくという話だけやろうけれども、この間もこの予算で議論したのは、中小企業用のところでもあったのと一緒に、家庭用なら300件というのは一つのやっぱり型やったかなと思っておるで、それを超えていくのであれば、やっぱりそれは委員会なり何かに報告はあって、こうですよということがないとあかんのかなと思うんやけどな。

これ、逆に言うと、平成27年2月27日までの募集期間にして、150件がもう少しふえてきたりする中におくと、どうですということにもなるのでね。それはやっぱり行政が執行するに当たって議会の議決をもらうということなんやで、やっぱりそれは、そこで税金を使う役割の果たし方するわけやで、それをやっぱり弾力的運用で、私らが、その金全部任せたのではなくて、何に使うかも審査して任せたわけやで、金額だけ任せたのではないと思っておるもんでな。

○ 加納康樹委員

川村委員のおっしゃることも一理あると思うので、これ多分、さかのぼると類似のような案件もあったんじゃないのかなと思ったりするので、今、ここの理事者なのか、議会事務局なのか知らないですけど、ちょっとこの辺一遍、過去においてどういうことがあったのか、どうすべきなのか、ちょっと整理をしていただくいいきっかけというふうなところで何とかこの場はまとまりませんかでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

加納委員のほうから意見をいただいて……。

○ 村上悦夫委員

今の議論を聞いておると、確かに川村委員の言われるのは前にあった事例で、大変二度手間やったんや。その轍を踏んじゃいかんぞという注意やん、今。同じことやったらいかんで、後で問題が出てきたら困るでということに注意した。

それを、部長は、本来、報告すべきだったということをはっきり言われましたね。だったけれども、行政的には今までの手法からいってそれは許容範囲ということも言われた。じゃ、どうだということになっていく。

だから、要は全て議会と対立するんじゃなくて、やっぱりもめることが1回あったから、それと同じような轍は踏まない、範囲をどう決めたんやと、あんたらの判断で。やっぱり、この予算が決まったから、その枠なら何でも使ったらええというんやったら、問題が出てきたときは皆責任持つかということになっていくから、やっぱりそれはまた違うと思うのよ。予算枠内だからいいんだという理論はちょっとおかしい、今の時代に合わないと思う。

やっぱり、使い方が変われば報告する義務はあると思う。そこを今後もどうするのやということを今、川村委員が言っておるんやで、今後の課題として、やっぱり行政の今までの仕組みからいったら、それは許容範囲でええんやと、事後報告でええんやということの中では、これは本当に、おたくらに関係ないけど、上下水道局の問題でもそうや。

債務負担行為でばんと枠を決めた。そこでちょんぼした。これは今回、執行できないから減額補正する、これは一件落着や。ところが、その事業を続けていこうと思うと来年また出てくるんや、増額で。

こんなことをやられたら、それは幾ら枠内であっても自由にやれる範囲やと言ってしまふと、この問題がもう浮上してくるし、どうするんやと、誰が責任とるんやという問題にもなる。だから、これは大変、今までの歴史的な感覚からいったらそれでよかったかもしれんけど、今後の進み方というのをやっぱりお互い気をつけていこうねというところの仕組みを考えるべきやと思うんやわ。

そこで、落ちつかなんたら、この問題、幾ら今ここでやりとりしておったって、解決しないやんか。議員は指摘する。だから、それに受け答えするのが、いや、許容範囲やとか、確かにその時点に一言説明すりゃよかったというだけでは、何の解決にもならへん。

だから、今後の対応をどうするかということが大事で、全庁的にそういうことは一遍考えて。一遍、落ちついて、とまって対応考えやな。今後、こういう問題が出てきたら、上下水道局の問題もあるで、そういうことが出てきたときに許容範囲で、それでオーケーなんやというやり方をしていったら議会が紛糾するばかりだよ。

まず、その辺のところの仕組みを、やっぱり報告、どんな場合でも委員長に報告するなり、我々に書類でもって報告するなり、こうやってしたいという報告、それで議論があればそこでちょっと待ったということが言えるやないの。

そういうやっぱり流れをつくっていかないかん時代に入っておるで、紛糾するようなことが今後ないようにしていくためには、部長からそういうことを言ってくれやなあかんわ。

○ 竹野兼主委員長

済みません、加納委員のほうも、その流用についてはどんなことがあったのかということもある。それと、村上委員が言われるみたいに、報告だけで済む問題ではなかったのかもしれませんが、その部分の中では、こんな報告の形でいいのかという意見もいただいている。その対応は今後しっかりと、何でもかんでも報告で済ませてしまうというふうには、僕もそういうふうには聞いておったつもりではないので、そういう指摘された部分をしっかりと頭の中に入れていただいて、今後の対応をお願いしたいと思います。

○ 中村久雄委員

先ほどの私の質問に、答弁があったんですけど、我々が認めた当初予算は、地球温暖化対策事業として一くくりの予算を認めたのか、四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業が900万円、四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業が1億円という形で、どちらで認めたんか。だから、地球温暖化対策事業やったら、部長おっしゃるように同じ枠ですから、僕はそれで理解できるんですけど。

○ 須藤環境部長

予算上は地球温暖化対策事業として1本で上げておりますが、議会には、説明は家庭用と中小企業用とはこういう額で、件数でいきたいというふうにご説明させていただいております。

予算上は1本ということで、流用が制度上はきくということでございますが、その辺は、

議会でのご審議は家庭用、中小企業用ということでご議論いただいたという経過があって、それを飛び越えてやってええもんかというのは、確かに、道義的には私もぐあい悪いなというふうには思っております。

8月ごろにその辺の見通しが立っておれば、その辺の協議会の場でお諮りしてご意見を伺って、そういう対応をしていくということになったかなと思っておるんですが、途中でそういう見通しやということになってまいって、先ほど申しましたように一旦とめて、お諮りしてからまた募集をかけていくとなると空白期間が生じてしまって、その間に着工された家庭の方は補助金が受けられへんというような不公平感が出てしまうものですから、制度上、流用できるというものであれば継続して、それで、ご報告できるタイミングでご報告させていただこうというふうになって今になったというようなところでございます。

その間に、緊急に協議会を開いていただいてお諮りするという道もないことはなかったわけですが、その辺をこちらの配慮が足りずに事後報告になってしまったというあたりでお詫び申し上げたいというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

だから、やっぱり応募をかけてする支援事業というのは、役所が計画することがままにならんことが多いわけやで、そのときにはその交付要綱に従ってしっかりとまずは守るというスタイルで、変更するならば、それが応募した結果、足らんだり多すぎたりしたら、そのときまた議会に議を諮って予算執行していくということにすれば私は何もなかったと思っておるの。

今回のこれ、報告だけで済まそうとすると、例えば、こっちの竹野さんのところまではこれで行き渡ったと、あと、向こうの加納さんのところに行き渡らんだときに、加納さん、うるさいで、ならもう随時これからちょっと予算を中小企業用から回していけさという話なんやわな、極端なことを言うと、公平感で。

もう初めから竹野さんところまでで終わりと、当初予算300件、あそこで終わりやと決めてあるんやったら、それでもう終わりなんやさ。幾らどっちが余っておろうとな。そうでないと、言われやんでええことを、あとこの3人も、1人だけ、加納さんだけ入れたら、あと、森さんと三平さんが怒るでとって、また、そうしたら今度、もう三平さんの後で来たやつ、また募集していけという話にこれなっておるのと、見方を変えるとな。

初めからあらかじめ最初の1回目の募集から、少なかった場合はどうなるか、多かった

場合はもう300件で頭打ちというのを決めておったんや、これ。多かったら頭打ちと決めておったんが、今度は、1回目が少なくて、2回目募集したら、ふえてきたら今度はふやすというのは、それは全然違う、だから、支援事業の難しさはそこにあるわけやで、募集かけてやるやつは。言われやんでもええことを言われるというのは、もう1回、2回これで議論しておるわけやでさ。また一緒のことをやっておるんやで、こんなのはもう、もうちょっときちっと考えなあかんわ。そういう芽があるというか。

俺、思ってしまうもん。須藤さんの親戚を入れたん違うやろうなど、こうやって思ってしまうでな。

○ 竹野兼主委員長

須藤環境部長、何かありますか。

○ 須藤環境部長

当初にいろんなことを想定して募集を開始せないかんということを痛切に反省しております。新年度もぜひ継続してまいりたいというふうに考えておりますが、いろんなケースを想定して、こういう場合はこうするというのを当初にきっちりとお諮りして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 川村幸康委員

物価スライドのほうだけ、少し聞かせて、スライド条項で。

これ、こういうふうな契約を結んであったで、これでもういくのはいくということなんやけど、世間相場的に見てもこれぐらいの物価スライド状況というのは、これ、適切に見積もってこうなったん。

物価スライドで高い安いがよう出てきて、新聞でもこの間、物価スライドの契約をしたけれども、自治体によっては上のほういった人と、真ん中いっておるところと、下いっておるところがあるんやわ。これは、大きいでさ、金額が。契約も大きいでさ。入札差金が話にならんぐらいにもうぶっ飛んでもうておるわけやで。

あんたらのせいと思ってへんもんで、これは。もう本当に仕方ないなと思っておるんやけど、そうやけど、ようない状況においても最高の契約というがあるやろうで、それができたのかどうなのか、もう細かく聞いていくと時間ないで、正直なところ、どういうふうな考え方で進めてこうなったかというのを、淡々と事務的にその物価スライドをかけたのか、特徴あるやろう。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課副参事

今回ののは、当然どれぐらい上がるかというのは残工事によってかなり左右されると思うんですけども、当然もう公共工事の労務単価というのはもう決まっておりますので、もうそれは単純に入れかえをするだけになってくると思います。

あと、プラント系につきましては、当然そういう市場単価というのはございませんので、ただ、それにつきましても当然、日本銀行が物価のいろいろなそういう調査をしております。それも公表しておるんですけども、そこで普通のいろいろな、例えば、工業用の溶融炉であれば、この私どもが契約した平成24年10月の時点から、この平成26年6月の時点でどれぐらい、何%上がっているかという指標は全て出ておりますので、それに基づいて上げておるところでございまして、ただ、これが高い安いというのも客観的に見て当然もう公平な指標で全てとっておりますので、なかなか、私どもとしては上昇率としては請負契約に対して約7%ぐらいの上昇になるかと思うんですけども、こちらについてはそれほど高いというようなことは思っておりませんし、現在、特に今よく話題になっておりますサオリーナとか、当初平成24年に入札を、私どもとよう似た時期に入札をかけました。今現在、そこは予定価格が1.6倍になっておるということで、6割増しということを考えますと、7%上がるだけというのはどちらかというところと妥当なのかなというところでおるところでございまして。

○ 川村幸康委員

そうすると、いい時期に運よく契約できたほうが、安かったという話や。大方、この上がった物価スライドの額は、労務費と材料費ということでええんやね、そうすると。

例えば、プラントの何かってそんなに変わらへんのには上げられたということはあらへんわけや、技術料か何かようわからん、わからんところあるやん、こんなん。そういうのはないんやね。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課副参事

プラントに関しても、機器の製品が単純に上がったというパーセンテージ、あと、そういう据えつけの労務単価というのはそれと別途にございますので、それは普通の労務単価を採用して上がった額を公正に出しております。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 加納康樹委員

済みません、もう簡潔にお伺いしたいんですけど、3番目に出していただいた新総合ごみ処理施設稼働に伴う地元対応についてなんですけど、まず、そもそもこのタイトルのつけ方に私、物すごい違和感を覚えたんですけど、タイトルだけ見たときに、また、羽津と垂坂の話かなというふうに思っていたんですけど、これ、市民への周知についてとか、各自治会への対応のお願いについてとか、何かこれタイトルが違う気がするんですが、どうなんでしょうか。

○ 田中生活環境課長

もうこちらにつきましては、私も正直、個別の組とか、そのレベルまでなるのでということで、地元という言葉を使わせていたんですが、ただ、これよくよく本日考えてみると、いや、各個別自治会と書くべきだったかなとか、そういった単位、市民周知と書くべきだったかなと思っておりまして、こちらについてはちょっと今後、私の反省として受けとめたいと思っております。

○ 加納康樹委員

また、次に出てくるときには何か適切な表現にしておいていただきたいと思います。

あと、すごい細かいんですけど、5ページの1のところで主な変更点とあるんですけど、そこで粗大ごみの例の一発目にベビーカーと来るんですけど、何でこんなレアなものが例の一番最初に出てくるんですか。

○ 田中生活環境課長

粗大ごみに、ベビーカーを持ってきたのは、私どものごみの場合ですと、従来の燃やさないごみで一番多かったのがプラスチックだったんですけれども、一番皆様が悩まれるのがベビーカーだったわけでございまして、これ、金属の資源に出していいのかとか、いろんなことで一番悩まれるということがありまして、いわゆる金属の部分もあればプラスチックの部分もあるというようなごみの代表選手かなと思ひまして、こういった部分について、破碎処理というところへ持っていくんですけれども、そこで細かく粉碎して、磁力で選別かけて、金属は除いて、残りの部分は溶融しますよという説明がしやすいかなと思ひましてちょっとこのベビーカーというのを、金属とプラスチックの複合素材という意味でちょっと例示させていただいたという次第でございます。

○ 加納康樹委員

であるならば、めくって6ページの粗大のところにはベビーカーという例示がないのはなんでなんですか。

○ 田中生活環境課長

済みません。ちょっと、これ、私どものごみの収集日程表のほうから使わせていただいたんですけれども、ちょっとベビーカーというような書き方が今まで絵がなかったので、ちょっとあれなんですけど、今後、チラシとかごみガイドブックをつくっていくときに適切なイラスト、もう少しさせていただく形で、特に問い合わせの多いベビーカーやいろいろございますので、それも含めて、もうちょっと配慮したものにしていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

○ 加納康樹委員

最後に、同じく6ページの資源のところの例で、瓶とペットボトルのところには、プラスチックのキャップは燃やすごみとあるんですけれども、燃やすごみという表現が残るんですか。

○ 田中生活環境課長

こちらにつきまして、この燃やすごみという形で今していますけれども、将来的にはう

ちのシステムという可燃ごみなので、本来であれば可燃ごみと書くべきだったのかなと思っております。ご指摘いただきまして、どうもありがとうございます。済みません。

○ 加納康樹委員

また次、出てくるときには、それぞれ直っていることを期待しております。
以上です。

○ 森 智広委員

関連ですけれども、これ、燃やさないごみの収集がなくなるわけですね。となると、その回数の問題とかはまた今後決めていくんですか。

○ 田中生活環境課長

今回、燃やさないごみを粗大ごみの日として設定する予定でございますけれども、こちら、燃やさないごみは今2週間に1回となっておりますが、この粗大ごみに関しましても引き続き2週間に1回というふうに考えております。

量は少のうございますけれども、例えば、それを1カ月に1回とかしてしまうと非常にご家庭も大変だろうというふうに考えておりますので、引き続きこちらについては、名称は燃やさないごみから粗大ごみと名前は変えますが、引き続き2週間に1回の収集で臨みたいというふうに考えております。

○ 森 智広委員

あと、これちょっと参考にしたいんですけれども、いろいろごみの精査は行われていると思うんですけど、資源ごみに分類されているものというのは、基本的に換金可能だという位置づけで、市の収益になるという発想でやっているんですよね。

○ 田中生活環境課長

こちらの資源でございますけれども、正直言いますと乾電池とか蛍光管といった類いににつきましては、今の現在、値段はつかなくって、逆有償という言い方を私どもはしますけれども、お金を払って資源化していただいている。

私どものほうから、費用がかかっておりますが、この中で乾電池、水銀体温計について

は水銀、蛍光管も水銀でございますけれども、そういった有害物があると。ただ、その有害物の水銀については資源化もできるよというような意味で資源という扱いをしております、この乾電池、蛍光管とか以外に、あとライトもちょっと無理なんですけど、それ以外についてはおおむね値段がつく、非常に安いものもございますけれども、値段がついているというのが現状でございます。

○ 森 智広委員

済みません。倫理的というかあれなんですけど、資源にできるものは資源にしていこうということなんですけど、例えば、新総合ごみ処理施設ですと、結構、燃焼力は強いと思うんですよ。例えば、ペットボトルとか、燃やしてしまうと思うんですけど、でも、これ燃やすよりも資源に回したほうが収益が高いということか、それか、いやいやできるものは資源に回していくんだよというご理念のもと分けているのか、どういう精査ですか。

○ 田中生活環境課長

私どものこの資源の考え方で申しますと、今のごみ処理基本計画というので定めてもおるところでございますけれども、私どもの基本的な考え方では、例えば、同一製品、例えば、段ボール紙とかというのと、大体9割ぐらい古いのを使って1割ぐらい新品のを入れて再生されるという状況でございます。これは瓶とか缶も同じなんですけれども、そういった同一のものに生まれ変わるものは、やはりこれはもう資源循環だという考え方を持っておりまして、それはもう率先して資源として進めていきたいというのが一つの考え方でございます。

このペットボトルにつきましては、プラスチックじゃないかというようなことなんですけど、ほかのプラスチックと違いまして、ペットボトルだけはPTという一つの同じ樹脂の素材でできまして、これ、色も塗っていないということで汚れも混じらないということは同じペットボトルへ再生できる、ペットボトルとか三角定規とかいろいろあるんですけれども、同じ原材料として持っていけるので、これもやっていきたい。

それから、そういった例えば、乾電池、蛍光管でも中にマンガンとか水銀とか、これも原材料として抜き出して使えるというようなところもございます。小型家電の中にも金属は当然使えますし、中のレアメタル、なかなかとるのは技術的に難しいところもございますが、これから進んでいこうという思いも込めてやっていくということで、同一製品

に生まれ変わったり、同一の材料にして抜き出せるものについては、私どもは資源でいく、残りについては可燃ごみとかいう形で、熱回収、サーマルリサイクルという言葉を使いますが、そういった形で動いていくというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○ 森 智広委員

理念は理解できました。ただ、どうですか、コスト的に考えると、もう燃やしちゃったほうが早いという話にはなるんですか。そんな乱暴な話じゃないんですけど、参考程度に。

○ 田中生活環境課長

もし、単純に費用だけということ考えますと、正直なところ申し上げますと、ペットボトル等については別に集めて、これ選別もしておりますので、費用についてはそれは燃やしたほうが安いというようなことになってきますが、やはりCO₂の問題も含め、やはり日本ってそんな石油もとれる国でもございませんと、資源循環という中で考えますと、やはり単純に費用だけで考えるものではない。ただし、同一製品ならば私は進めていくべきじゃないかと。

ただ、やったところで、例えば、もう擬木とかどどん質の悪いものになっていくものについては、それはやっぱり費用対効果で考えるべきじゃないかというふうな考え方で整理しておるところでございます。

○ 森 智広委員

よくわかりました。

○ 川村幸康委員

関連で。積極的にそれは周知していくの。それとも、聞かな言わん程度でそのままなのか。大きいよ。というのは、普通の家やと、生ごみのところにペットボトルをぷっと放るよこれから、プラスチック燃やせると聞くと。そんな意識のない人は。

そこをどう、積極的に言うのか、今の曖昧やわ。だから、それはやっぱりやめてほしいという周知の仕方の中で進めようとするのかというのは、行政の主体性は出てくるで。それはもうはっきりしておくべきやに。

○ 須藤環境部長

積極的に循環型社会をつくっていくんだということで、資源になるものは資源で出してくださいと、混ぜないでくださいというふうに申し上げていきたいというふうに思っています。

極論すれば、新聞紙や段ボール、こんなのも全部燃やしてしまったほうがコストは安くなります。これはもう確実です。ただ、それでは社会は成り立たないということで、それはもうきっちりと申し上げていきたいというふうに思っています。

○ 三平一良委員

インフレスライドですけれども、スライド後のほうが数字が小さくなっておるのはどうして。スライド後のほうが安くなっておるやつがあるやん、項目ごとで。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課副参事

こちらも当然全て指数を使っておりますので、全ての項目において上昇しておることではございません。当然、中には私どもが契約した時点より下がっている品名もございますので、当然、プラスもマイナスも加味して計算をしてございます。

○ 三平一良委員

それはどんなものなんやろう、マイナスになっておるといふのは。

○ 竹野兼主委員長

例えばどんなものかということですか。

○ 川村幸康委員

14番なんかそうやな。最初が高かったんや。

○ 三平一良委員

最初の契約が間違っておったってか。

○ 川村幸康委員

ばられ過ぎておる。でも、これ担当者の交渉によって全然違うらしいやない。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課長

済みません、お待たせをいたしました。

非常口の例えば誘導灯、こちらにつきましても、当初が100としますと96.6%に下がっているというようなものもございます。

一概に全てが上がっているというわけではございませんので、例えば、一くくりにする、非常照明器具なんかは下がっている傾向にございますので、そちらは下がっているというようなことになっております。

○ 三平一良委員

だから、これまでも、例えばそういうものがあつたとしても、下がっているものがあつたとしても見直しというのがしてこなかったと、これまでずっとね。だから、上がるからといって調べてみたらこういうものも出てきたということなので、その辺はちょっと不思議に思うところがあるんですが、今後、どういうふうな対応をされるのかなと思って。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課副参事

この制度につきましては、通常あんまりインフレスライドというのは、今回に関してやっぱり価格変動があつたもので行われて、これはもうオイルショック以来のことだと思うんですけども、今回、この制度については、やはり単品単品で見る、全部の価格のそういう単価の入れかえをするという制度になっておりますので、今まで、例えば、二、三年前にあつて、それについてちょっと単価が、例えば、当然、市場単価ですので入れかわりますけれども、そこで高い安いというのはございませんので、あくまで市が積算した単価に、それに基づいてやっぱり支払うということになっておりますので、全体をいちいち見直すという変更契約というのはございませんので、今回はあくまでこのスライド条項を用いた変更契約の中で全ての品目を見直すということになっておりますので、全て上がったもの下がったものの計算をしております。

○ 三平一良委員

だから、たまたま今回は下がったものも出てきたということですね。

○ 竹野兼主委員長

他に。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようでしたら、報告はこの程度にしておきたいと思います。

環境部の皆さん、どうもご苦労さまでした。それでは、理事者の方は退出をよろしくお願ひします。

委員の皆様におかれましては、もうしばらくお待ちください。

それでは、少し委員会のほうで決定したいことがありますので、しばらくお待ちください。

10月31日に実施させていただきました休会中所管事務調査の報告書につきましては、皆さんのところに配付していただいておりますが、もし、修正などの意見があれば、12月17日の水曜日までに議会事務局へ申し出ていただきますよう、お願いいたします。

それと、先ほど、休会中の所管事務調査というちょっとお話をさせていただきましたけれども、所管事務調査については、それを勉強する会ということでもありますし、川村委員が言われた指摘の部分のところであれば、ひょっとしたら協議会で済むのかなというところもありますが、基本的に議会報告会のあとの仕分けをやらなければいけないので、日程を1月22日の午前か、1月27日の午前か午後のところでは1日はとらなければなりません。

これにつきまして、日にちを、1月の先の話になるんですが、皆さんにお尋ねしたいと思います。

○ 川村幸康委員

どっちのほうのことを言っておるの。

○ 竹野兼主委員長

だから、まずは休会中の所管事務調査も含めて、必ず1日は議会報告会についても1日はとらなきゃなりませんので、まず日程を皆さんにお願いしたいと思います。1月22日の午

前か、もしくは1月27日の午前、午後どちらかを皆さんにお願いしたいんですけど、いかがいたしましょう。

○ 川村幸康委員

1月27日。

○ 竹野兼主委員長

1月27日という意見が出ましたので、1月27日でよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、午前、午後、どちらにしましょう。

○ 川村幸康委員

午後で。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、1月27日の午後でよろしくお願ひいたします。

先ほどもちょっと話させていただいたように、先ほどの部分で、所管事務調査という形にするのか、協議会にするのかというのは、ちょっと正副委員長のほうに一任していただいて、風致地区の部分につきましては、先ほどいただいた意見が納得できるような話し合いをとれる時間をとりたいと思っておりますので、ご一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしくお願ひいたします。

それと、議会報告会については、1月9日、18時30分から20時45分まで、総合会館になっております。シティ・ミーティングのテーマなんですけど、前回、公共交通とインフラ

整備についてという部分のことで始めたところですので、テーマについては継続してこのテーマにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その進行と役割分担について、どういたしましょう。

(「正副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員長

でよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、ご一任をいただきましたので、また後ほどお知らせさせていただきたいと思えます。

10月6日の保々地区市民センターで行いました議会報告会での意見の中での大沢中野線について、都市整備部に現状の確認を行いましたので、これなんですけど、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上で、都市・環境常任委員会を全て終了しましたので……。

○ 川村幸康委員

委員長、よろしいか。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 川村幸康委員

さっきの最後のほうの問題なんやけど、できれば1回あれば、加納さん、前に前例があったと言ったんやけど、あったんやけど、実はあれはああいう市民に募集をして、応募をしてきたやつに対してというやつとは違うんやわ、流用したの。

今回のこれ、募集をして300件なかった、もう一遍募集をかけたら超えてきたというのを勝手にふやすのはあかんよとっておったやつは、前とこれで2回目なんや。一緒のこの案件で。これだけしかないんやわ。あとのやつは、そういう募集じゃないやつのやつで一遍、予算流用したやつもあったんやわ。

だけど、それとは少し違っておるで、一遍きちんとそれは委員会としても私は申し入れをきちっとしておいてほしいなと思ってね、理事者側には。300件超えやんだら私らも言えやんけど、300件超えてまで勝手にやっつけていけるというのは、報告ではあかんぞというのは……。

○ 竹野兼主委員長

その部分のところについてはきちっと申し入れをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

じゃ、どうもご苦労さまでした。

16 : 43 閉議